

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年3月30日

【事業年度】 第56期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 株式会社サイバーリンクス

【英訳名】 CYBERLINKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 恒夫

【本店の所在の場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 総合管理部長 鳥居 孝行

【最寄りの連絡場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 総合管理部長 鳥居 孝行

【縦覧に供する場所】 株式会社サイバーリンクス東日本支社
(東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル13階)
株式会社サイバーリンクス西日本支店
(大阪市淀川区宮原四丁目3番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	-	-	-	-	10,449,702
経常利益 (千円)	-	-	-	-	460,993
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	-	-	-	-	280,359
包括利益 (千円)	-	-	-	-	280,359
純資産額 (千円)	-	-	-	-	4,474,908
総資産額 (千円)	-	-	-	-	9,638,508
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	856.23
1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	56.89
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	56.37
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	45.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	6.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	22.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	1,115,801
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	2,296,773
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	2,156,240
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,385,377
従業員数 〔ほか、臨時 雇用者数〕 (名)	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	663 〔 68 〕

- (注) 1. 第56期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。なお、第56期において連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第56期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。
4. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	9,296,034	9,310,484	9,615,314	9,685,326	10,449,702
経常利益 (千円)	726,961	588,201	609,610	513,801	463,213
当期純利益 (千円)	428,694	333,785	251,549	320,356	282,579
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	787,906	787,906	787,906	787,906	792,324
発行済株式総数 (株)	4,842,755	4,842,755	4,842,755	4,842,755	5,171,386
純資産額 (千円)	3,150,208	3,434,765	3,636,814	3,891,280	4,482,128
総資産額 (千円)	5,164,941	5,419,761	5,786,943	6,195,639	8,986,742
1株当たり純資産額 (円)	648.50	704.26	743.35	793.50	856.79
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	13.20 (-)	13.20 (-)	16.00 (-)	16.00 (-)	16.00 (-)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	89.18	68.95	51.96	66.15	57.33
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	89.08	68.71	51.65	65.60	56.80
自己資本比率 (%)	60.8	62.9	62.2	62.0	49.3
自己資本利益率 (%)	14.7	10.2	7.2	8.6	6.8
株価収益率 (倍)	15.1	14.8	25.8	14.4	22.2
配当性向 (%)	14.8	19.1	30.8	24.2	27.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	903,478	763,719	616,024	783,204	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	419,197	714,332	804,068	635,148	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	461,235	139,153	86,049	128,797	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	481,836	475,838	391,161	410,085	-
従業員数 〔ほか、臨時 雇用者数〕 (名)	422 〔 39〕	455 〔 39〕	475 〔 34〕	476 〔 40〕	492 〔 43〕
株主総利回り (%) (比較指標： 配当込みTOPIX)	94.5 (112.1)	72.8 (112.4)	95.9 (137.4)	70.0 (115.5)	93.3 (136.4)
最高株価 (円)	1,846	1,295	1,630	1,420	1,461
最低株価 (円)	1,320	724	974	908	908

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第52期から第54期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有しているすべての関連会社が、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。なお、関連会社（株式会社HINTO）の株式について、2017年12月20日付で当社が保有する全株式を売却したため、第54期末現在において関連会社はありません。第55期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第56期より連結財務諸表を作成しているため、第56期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。
5. 第52期の最高・最低株価は、2015年1月1日から2月27日までは東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）、2015年3月2日以降は東京証券取引所市場第二部、2015年10月6日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

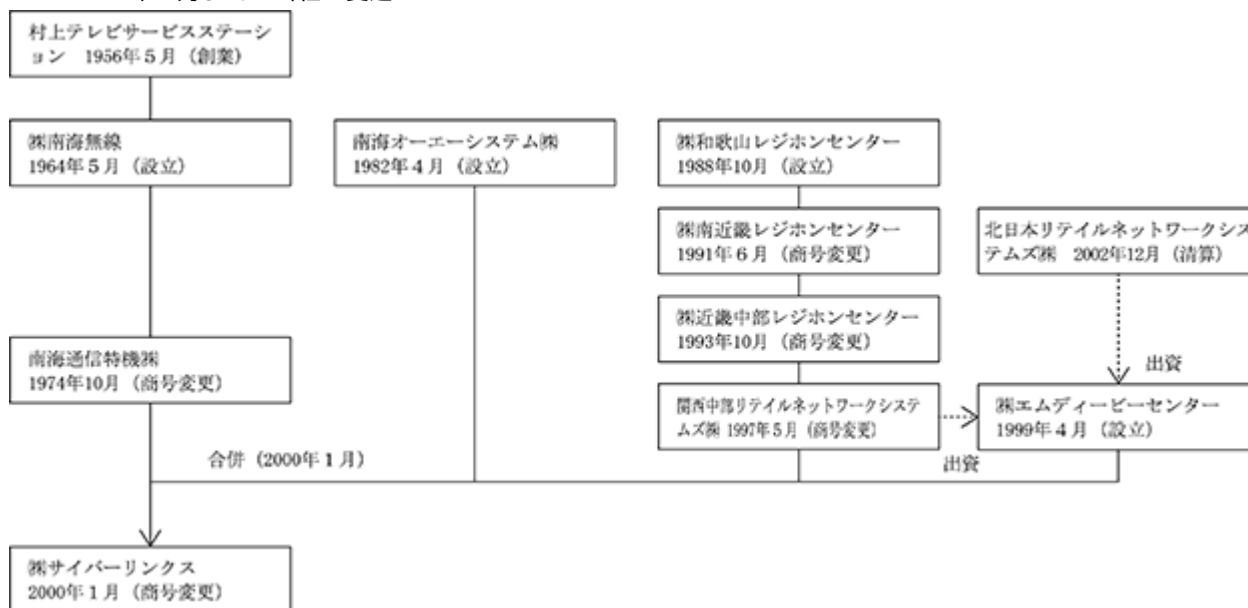
2 【沿革】

1956年5月、テレビの組立・修理を目的として、村上正義（現代表取締役社長 村上恒夫の父）が和歌山県和歌山市において「村上テレビサービスステーション」を創業いたしました。

その後、松下通信工業株式会社の代理店としてタクシー無線やサービス無線、自動車機器の取扱いを開始し、1964年5月に株式会社南海無線として法人化し、1974年10月に南海通信特機株式会社に商号変更いたしました。

2000年1月、IT技術革新と通信インフラの整備が急速に進む中、高品質なサービス提供を実現することを目的に、南海通信特機株式会社を存続会社として、南海オーエーシステム株式会社、関西中部リテイルネットワークシステムズ株式会社及び株式会社エムディービーセンターの3社を吸収合併するとともに、株式会社サイバーリンクスに商号変更し、現在に至っております。

< 2000年1月までの当社の変遷 >



(注) 2000年1月合併の各被合併会社の事業内容は以下のとおりです。

- 南海オーエーシステム株式会社：システム開発、富士通製品のハードメンテナンス事業
- 関西中部リテイルネットワークシステムズ株式会社：流通小売業のネットワーク型POS情報処理事業
- 株式会社エムディービーセンター：画像データベース制作事業

当社の設立から現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
1956年5月	テレビの組立・修理業として和歌山市に村上テレビサービスステーションを創業。
1964年5月	和歌山市橋丁に資本金2百万円をもって株南海無線を設立。 松下通信工業株の代理店として官公庁通信制御システムの販売・保守管理を開始。
1974年10月	南海通信特機株に商号変更。
1993年11月	松下電器産業株の傘下代理店として、エヌ・ティ・ティ関西移動通信網株(現株NTTドコモ)の携帯電話販売代理店業務を開始。 和歌山市にドコモショップ南海市駅前店を開設。
1995年3月	和歌山市にドコモショップJR和歌山駅前店、和歌山県田辺市にドコモショップ田辺店を開設。
1996年1月	和歌山県岩出市にドコモショップ岩出店を開設。
1999年5月	本社を和歌山市紀三井寺に移転。

年 月	概 要
1999年11月	和歌山県伊都郡かつらぎ町にプチトークかつらぎ店（現ドコモショップかつらぎ店）を開設。
2000年 1 月	南海通信特機㈱を存続会社として南海オーエーシステム㈱、関西中部リテイルネットワークシステムズ㈱及び㈱エムディービーセンターを吸収合併し、㈱サイバーリンクスに商号変更。東京支社（現東日本支社）及び大阪支社（現西日本支店）を設置。
2000年10月	インターネット技術強化を図るため、株式交換により㈱テレコムわかやまを子会社化。
2001年 9 月	i D C（インターネットデータセンター）を開設。
2001年10月	官公庁向け基幹業務システムの提供を開始。
2001年12月	西日本リテイルネットワークシステムズ㈱の流通業向けデータ処理サービスを事業譲受。
2002年 7 月	北日本リテイルネットワークシステムズ㈱の流通業向けデータ処理サービスを事業譲受。 東日本リテイルネットワークシステムズ㈱の流通業向けデータ処理サービスを事業譲受。
2002年 8 月	営業力強化を図るため、株式取得により㈱和歌山海南地方産業情報センターを子会社化。
2003年 3 月	和歌山県橋本市にドコモショップ橋本店を開設。
2005年 2 月	流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスを開始。
2005年12月	行政情報システム提供サービスの推進を図るため、株式交換により㈱バーチャル和歌山を子会社化。
2006年 4 月	和歌山県橋本市にドコモショップサテライト橋本彩の台店（現ドコモショップ橋本彩の台店）を開設。
2007年 1 月	卸売業向けクラウドE D Iサービスを開始。
2010年 7 月	子会社の㈱テレコムわかやま及び㈱バーチャル和歌山を吸収合併。 行政情報システム提供サービスの営業・運用サポート拠点として田辺支店を開設。
2012年 5 月	名古屋市熱田区に子会社㈱ネット東海（旧商号㈱サイバーリンクス東海）を設立。
2012年 7 月	子会社の㈱和歌山海南地方産業情報センターを吸収合併。 行政情報システム提供サービスの営業・運用サポート拠点として海南支店を開設。
2013年 3 月	卸売業向けサービスの拡大を図るため、第三者割当増資の引受けにより㈱インターマインドを子会社化。
2014年 3 月	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場。
2014年12月	食品卸売業及び流通食品小売業向けサービス充実のため、㈱アイコンCEPT及びエニタイムウェア㈱を吸収合併。
2015年 3 月	東京証券取引所市場第二部に上場。
2015年 9 月	流通業向けクラウドサービス拡充のため、㈱ニュートラルを吸収合併。
2015年10月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
2016年 6 月	㈱カラカルマインドの全事業を譲受。
2016年12月	流通業向けクラウドサービス拡充のため、クラウドランド㈱及び㈱インターマインドを吸収合併。
2017年12月	子会社の㈱ネット東海を吸収合併。
2019年10月	官公庁・医療機関向けサービス充実のため、㈱南大阪電子計算センターを子会社化。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社1社（株式会社南大阪電子計算センター）で構成され、「気高く、強く、一筋に」の経営理念のもと、共同利用型によるクラウドサービス「シェアクラウド」を提供することで、顧客企業のITコストの削減や経営の効率化を支援するとともに、業界プラットフォームとして、顧客企業だけでなく業界全体の発展に貢献するべく事業を推進しております。

具体的には、食品流通業及び官公庁等の顧客向けに基幹業務システム等のクラウドサービスを提供する「ITクラウド事業」と、移動体通信機器の店舗販売を中心とする「モバイルネットワーク事業」を主要な事業内容としております。

当社グループにおける各事業の位置付け等は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(1) ITクラウド事業

当事業は、主に流通業向けクラウドサービス分野と官公庁向けクラウドサービス分野となっており、システムの開発・導入・保守・運用サポートに至る幅広いサービスを提供しております。

流通業向けクラウドサービス分野は、1988年にネットワーク型POS情報処理サービス（注1）を開始して以来、流通業に特化したシステム開発に取り組んでまいりました。当分野における業務ノウハウをもとに食品小売業向けに基幹業務クラウドサービスや卸売業向けEDI（注2）クラウドサービスを開発し、常に顧客ニーズを収集、システムの機能改善や機能追加を行うことで、拡張性の高いサービスを構築しております。また、自社データセンター2拠点とバックアップセンター2拠点を設け、当社独自の技術により国内4拠点のデータセンターで分散稼働する環境を構築し、安全かつ安心なクラウドサービスの提供に努めております。

クラウドサービスにおける収入構造は、導入時の機器販売や導入支援費等の初期収入のほか、情報処理や運用支援、保守などの継続的に得られる事業収入を柱としており、安定した収益基盤を構築しております。

官公庁向けクラウドサービス分野は、1964年以降、和歌山県、大阪府南部エリア及び奈良県の自治体向けに防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工・保守、行政情報システムの導入・運用サポートを行っております。また小中学校や医療機関向けなど様々なクラウドサービスを提供しております。

（注）上記に用いられる用語の意味は以下のとおりであります。

1．ネットワーク型POS情報処理サービス：

店舗で商品を販売するごとに商品の販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるPOSシステム（Point Of Sales system）をネットワークを通じて提供するサービス。

2．EDI：

Electronic Data Interchange の略。受発注や見積もり、決済、出入荷など商取引に関する情報を標準的な書式に統一して、専用線やネットワークを通じて企業間で送受信する仕組み。

流通業向けクラウドサービス分野

流通業向けクラウドサービス分野では、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@rms基幹」を主力とした食品小売業向けサービス、大手食品卸売業を主要顧客としたEDI等の卸売業向けサービス、商品画像データベース等をクラウドで提供し、顧客企業への導入から保守、運用サポートまでを全て手がけております。基幹業務システム「@rms基幹」は、「みんなのCGCシステム」というサービス名でボランタリーチェーン（注1）である株式会社シジシージャパン（注2）の推奨システムにも採用されております。

当社グループの主な流通業向けクラウドサービスは次のとおりであります。

主な顧客	主なサービス名称	サービスの内容・機能
食品小売業	@ r m s 基幹	スーパーマーケットを中心とした食品小売業に特化した発注・仕入買掛管理、在庫管理、売上管理などの基幹業務全般をサポートするクラウドサービスであります。
	@ r m s 生鮮	生鮮食品の相場情報・発注・納品・仕入の確定を仲卸業者とリアルタイムに共有することで業務の効率化を支援する生鮮食品 E D I クラウドサービスであります。
	@ r m s 自動発注	商品の販売動向や在庫情報をもとに発注数を自動計算し、品切れリスクや発注業務コストの削減を支援する在庫型自動発注クラウドサービスであります。
	@ r m s 勤怠	シフト勤務管理、人時売上高・人時生産性の予算実績管理を支援する勤怠管理クラウドサービスであります。
	@ r m s ネットスーパー	注文商品の集荷、梱包及び配送の管理のほか、商圈分析、商品政策、物流政策などを支援するネットスーパークラウドサービスであります。
	@ r m s M D G o !	売上、仕入等の日々のデータを分析・レポートングすることで、単品管理（注3）を支援するクラウドサービスであります。
	店 P O W E R	棚割（注4）作成・分析・帳票作成等を行うことで、マーチャンダイジングの最適化を支援するサービスであります。
	B X N O A H	発注・出荷・受領・返品・請求・支払などの商取引に関する情報を電子的に交換し、業務の効率化とコスト削減を支援する E D I サービスであります。
卸売業	クラウド E D I - P l a t f o r m	小売業から送信される大量の発注・入荷・受領・返品・請求・支払情報を一括代行受信し、指定フォーマットに変換し、卸売業に提供する E D I クラウドサービスであります。流通 B M S（注5）をはじめ、小売業から送信される様々な通信手段に対応しております。
	C 2 P l a t f o r m (Communication & Col laboration Platform)	従来メール・F A X 等で行われるメーカー・卸売業・小売業間の商品提案、販促提案、販売実績情報報告等を、ウェブサービス上で行うことで、製配販の円滑な連携を支援します。
	棚 P O W E R	什器、商品、P O P の配置によって棚割を作成し、売上情報を利用した棚割分析や予測、棚割提案書等の作成を支援するサービスであります。
食品小売業 卸売業 メーカー	M d b (Multimedia Data Base)	食品、菓子、生活雑貨、酒等の商品画像及び商品情報（商品名、J A Nコード等）をデータベース化し、ネットスーパー用の画像や小売店における棚割用画像として提供する国内最大規模の食品系画像データベースであります。
専門店 (注6)	r e t a i l p r o	米国 Retail Pro International, LLC社（注7）の国内代理店として、多言語に対応し、世界130を超える国と地域で利用されている専門店向け販売在庫管理システム「retailpro」の販売、導入、運用サポートを行っております。

（注）上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

1. ボランタリーチェーン：
同業種の小売店が各店の独立性を維持しながら、仕入や広告などの営業活動を共同で実施する組織体。
2. 株式会社シジシージャパン：
全国の中堅・中小スーパーマーケット200社以上が加盟するボランタリーチェーンの本部。
3. 単品管理：
小売業において、商品の最小管理単位（単品）で売上、在庫データ等を把握・分析し、マーチャンダイジングに活用する管理手法。
4. 棚割：
小売店舗の陳列棚における商品の配置場所や数量を計画すること。
5. 流通 B M S：
流通ビジネスメッセージ標準（Business Message Standards）の略。流通事業者（メーカー、卸、小

売)が統一的に利用できるEDIの標準仕様。

6. 専門店:

主にアパレル、化粧品、生活雑貨等の商品を専門に取り扱う販売店。

7. 米国Retail Pro International, LLC社:

「retailpro」の開発元企業。

官公庁向けクラウドサービス分野

官公庁向けクラウドサービス分野では、主に和歌山県、大阪府南大阪エリア、奈良県の自治体向けに防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工・保守、行政情報システム等の導入、保守・運用サービスを提供しております。また、全国において、小中学校向け校務支援クラウドサービスや医療機関間の医療情報連携クラウドサービスを提供しております。その他、情報通信機器等の修理、保守サービスなど様々なサービスを提供しております。

当社グループの主な自治体向けクラウドサービスは次のとおりであります。

主な顧客	主なサービス名称	サービスの内容・機能
自治体	通信システム提供サービス	自治体向けに防災行政無線システム、河川砂防情報システム、ダム諸量・警報観測システム、大気汚染監視設備システム等の通信システムの販売、施工、保守等のサービスを提供しております。
	行政情報システム提供サービス	自治体向けに行政の窓口業務を支える基幹業務システム、ネットワークやグループウェア等の行政職員が利用する情報系システムの導入、運用保守等のサービスを行っております。
小中学校	校務クラウドサービス「Clarinet」	小学校、中学校における児童生徒の学籍管理、通知表、指導要録などを作成・管理できる成績管理や保健室業務、健康診断等、保健情報の管理など校務の標準化・簡便化を支援する校務支援クラウドサービスであります。
医療機関	医療情報連携プラットフォーム	医療機関間の医療情報を連携し、災害時に保全した患者の投薬歴等の医療情報データを利用し災害時医療に役立てることができるクラウドサービスであります。当社は、医療情報連携の参加病院から本システムの運用を受託しております。
民間企業等	カスタマサポートサービス	富士通㈱グループのパートナーとして、サーバーや金融端末機等の現地設置調整、障害修理や予防保守等のサービスを提供しております。現在は和歌山県下4拠点において、24時間対応のサービス体制を構築しております。

(2) モバイルネットワーク事業

当事業では、株式会社NTTドコモの一次代理店であるコネクシオ株式会社と締結している「代理店契約」に基づき、二次代理店として和歌山県下にドコモショップ7店舗を運営しております。

店舗販売においては、窓口対応スタッフ、フロア担当スタッフの笑顔や気遣い、心配りはもとより、「お客様に安心と信頼を提供すること」を基本方針に掲げ、セキュリティ研修や販売員研修等の徹底した教育を実施しております。

主な業務として、法人顧客又は一般顧客に対してスマートフォンや携帯電話、データカード等の販売、サービスの取次契約、料金プランのコンサルティング、故障受付、通信料金の収納等を行っております。

顧客からの販売代金のほか、ドコモショップの運営に対し、販売関連のインセンティブと支援費が株式会社NTTドコモからコネクシオ株式会社に支払われており、当社は一次代理店であるコネクシオ株式会社からこれらの対価を受け取っております。

各業務の概要は以下のとおりであります。

当社グループが運営する店舗一覧

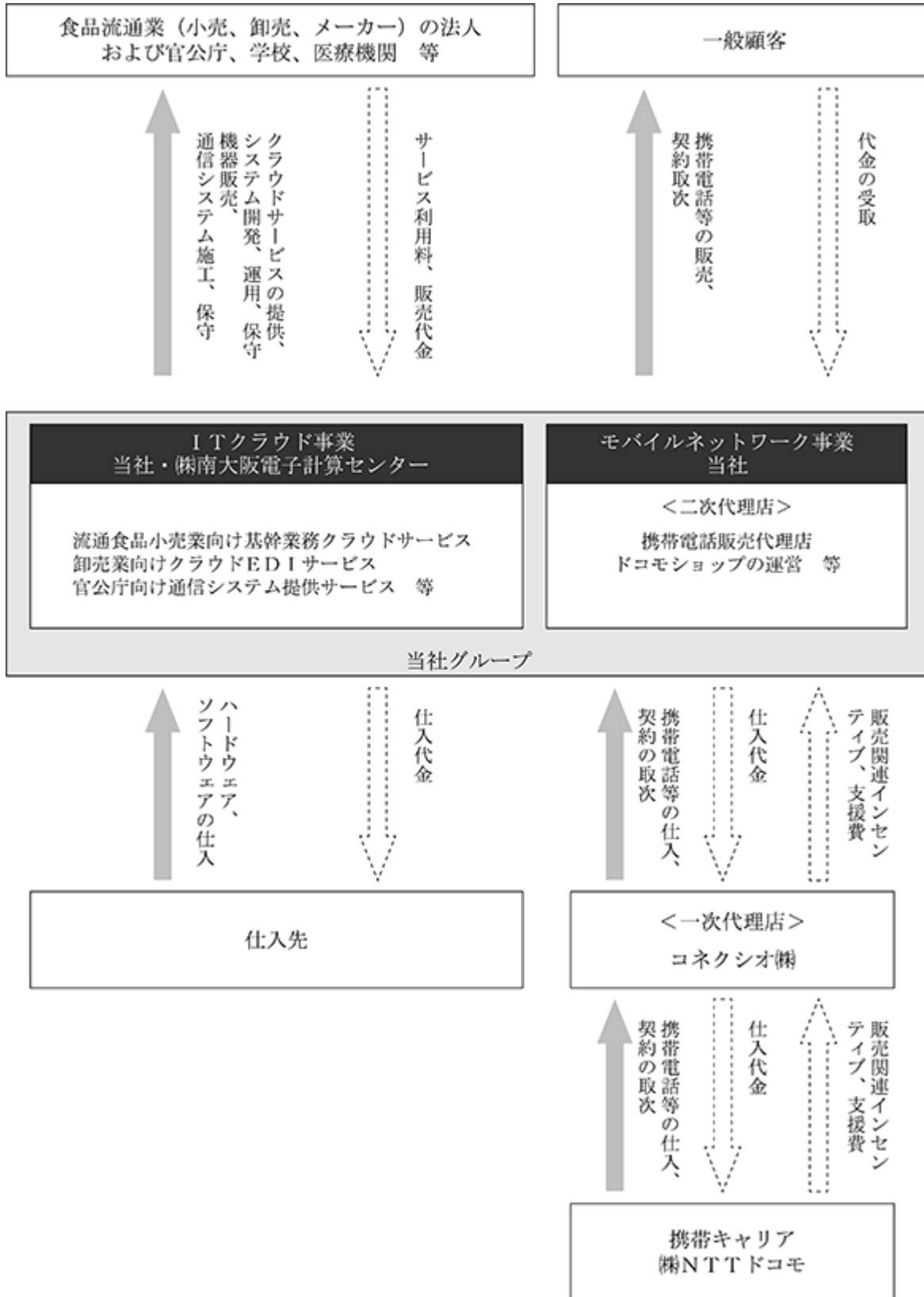
店舗名	所在地
ドコモショップ 南海市駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ JR和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩出店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 田辺店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 橋本店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋本彩の台店	和歌山県橋本市
ドコモショップ かつらぎ店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

事業の概要

一般顧客向けに株式会社NTTドコモのスマートフォンや携帯電話、アクセサリ商品等の販売、料金プランのコンサルティング、契約取次、通信料金の収納、故障受付などのアフターサービスを提供しております。

また、株式会社NTTドコモの代理業務として法人向けにスマートフォンや携帯電話の販売、料金プランのコンサルティング、契約取次、故障受付、モバイルシステムの提案と販売を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社南大阪電子計算 センター(注2)	大阪府 貝塚市	80,000	ITクラウド事業	100.0 (0.1)	経営支援の提供 ソフトウェア保守の委託 役員の兼任(注4)

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
4. 当社の役員3名が子会社の役員を、子会社の役員2名が当社の役員をそれぞれ兼任しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ITクラウド事業	528 〔58〕
モバイルネットワーク事業	108 〔5〕
全社(共通)	27 〔5〕
合計	663 〔68〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
492〔43〕	37.1	8.5	4,669

セグメントの名称	従業員数(名)
ITクラウド事業	357〔33〕
モバイルネットワーク事業	108〔5〕
全社(共通)	27〔5〕
合計	492〔43〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありませんが労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「気高く、強く、一筋に」の経営理念のもと、最優良のサービスをお客様に提供し続け、社会に貢献することを事業目的としております。技術の進歩やトレンド変化の激しい情報サービス業界において、社会にとって、またお客様にとって何が必要なのかを見極め、総合的で高品質なサービスを提供することで社会に貢献してまいります。

当社グループは「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」をキーワードに、高機能かつ安価なサービスを提供することでITコストを削減し、顧客企業だけでなく、業界全体の活性化に貢献できるものと考えております。このような考えに基づき、アプリケーションから仮想化技術を利用したITインフラまで、クラウド事業者として様々なサービスを提供しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、開発、設備、人材について積極的に先行投資を行うことのできる安定した財務体質を構築するため、情報処理料収入や保守料収入など継続的に得られる事業収入を柱とするストック型ビジネスモデルを経営の根幹として考えております。この継続的に得られる事業収入額は、「定常収入」として経営上の重要指標と位置付けております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

IT業界においては、クラウドビジネスが急速に成長してきており、顧客が必要とする様々な機能をクラウド上で連携し、安価で高品質なサービスを提供することが、当社グループの事業の優位性につながると考えております。当社グループの提供するクラウドサービス群を基盤としたサービスの拡充を図るとともに、各事業分野でのシェア拡大により収益基盤の強化を図ってまいります。

携帯電話販売業界においては、他の通信キャリアや異業種からの新規参入企業とのさらなる競争激化が予想される中、ホスピタリティの向上が、新規・既存顧客の確保による販売台数の増加、及び定期的なインセンティブ獲得につながるものと考えており、店舗スタッフのスキルアップに継続して注力してまいります。また、企業の業務用端末としてもモバイルの利用が拡大していくものと考えており、ITクラウド事業との連携を高め、新たなサービス開発等にも取り組んでまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

情報サービス業界は、クラウドサービスの普及を着実に進め成長を続ける一方、AIの本格的な利用にも着手しております。現在の主流であるディープラーニングを中核技術とするAIは、大量のデータを学習することで判断精度を上げていく性質があることから、大量のデータを扱うクラウドサービスと親和性が高く、AIを組み込んだクラウドサービスは、ユーザーにおける生産性向上に従来以上に大きく貢献する可能性を秘めております。今後、AIの利用が活発化していく中で、クラウドサービスは更に便利なものとなり、その普及も加速的に進んでいくものと考えられます。

このような経営環境のもと、当社グループは「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図り、当社グループのさらなる成長を実現するため、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

安心、安全なクラウドサービスの提供

ITが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社グループのクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等において

もサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、また、クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理を強化し、より安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

クラウドサービスの拡充

当社グループは、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

また、当社グループのサービスの提供を通じて、顧客における生産性向上の実現に取り組んでまいります。

IT技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・AIや、認証連携基盤等の先進的なIT技術への対応が重要であると認識しております。当社グループは、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのIT技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

人材の確保及び育成

当社グループの事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、採用力の強化や待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

生産性向上と働き甲斐のある職場づくり

従業員一人ひとりが能力と熱意を最大限に発揮することが、事業の健全な成長に不可欠であると考えております。「一人ひとりが主役～働き甲斐のある職場を作る～」をビジョンに掲げ、これまでの仕事のあり方及び働き方を見直し、デジタル化や、柔軟な勤務体系の導入による業務効率化、生産性向上を推進するとともに、社員の健康を増進させ意欲が向上する職場づくりに取り組んでまいります。

グループ連携の強化

当社グループ企業とのシナジーを発揮するため、営業面、技術面での連携や人事交流を推進し、事業拡大に努めてまいります。また、当社グループ企業に対するマネジメントにつきましては、取締役及び監査役の派遣を行うなど、経営全般を支援してまいります。

内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業等のリスクは以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項の記載は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 顧客の投資、購買意欲等による影響について

ITクラウド事業

ITクラウド事業においては、食品流通業及び官公庁を主要顧客としております。流通業向けクラウドサービス分野においては、一般消費者の購買活動減退や少子高齢化、人口減少等に起因する国内景気低迷等により、顧客の情報システムに対する投資意欲が減少した場合は、新規顧客開拓の低迷や既存顧客からの追加サービスの受注減少等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、官公庁向けクラウドサービス分野においては、国や自治体等の政策等により、公共事業にかかる予算削減、情報システム投資の見送り又は規模縮小、市町村合併等による自治体数の減少、自治体間におけるシステムの統合、入札制度の見直し等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

モバイルネットワーク事業

モバイルネットワーク事業においては、国内の景気低迷等による携帯電話の買い控え等に起因して携帯電話端末の販売台数が減少した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 市場環境の変化と技術革新の対応について

ITクラウド事業では、顧客や市場のニーズに対応した競争力のあるサービスの提供を目的として、継続的なバージョンアップ開発に加え、当社グループの成長を牽引する新サービスの開発に取り組んでおります。

中でも、新サービスや、大幅なバージョンアップの開発については、適切な時期に顧客や市場にサービスを提供できるよう、中期的な開発方針にもとづき実施しておりますが、予想以上の急速な技術革新や代替技術・競合商品の出現、依存する技術標準・基盤の変化等により新サービス開発等を適切な時期に行えず市場投入のタイミングを逸する可能性や、顧客ニーズ、市場動向の変化により十分な競争力を確保できない可能性もあり、新サービス等の投入による効果を十分に得ることができない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、新サービス等の開発中における急速な技術革新や市場の要求するサービスの変化に伴う仕様の大幅な変更、予期し得ない不具合等が発生した場合には、開発工数が大幅に増加し、採算が悪化する等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合他社による影響について

ITクラウド事業においては、大手・中小を問わず多くの企業と競合しております。また、モバイルネットワーク事業においては、法人向け営業を含め、他の通信キャリアの代理店のみならず、株式会社NTTドコモの他の代理店との競争も生じております。

そのため、競合他社との価格競争がさらに激化した場合や、競合他社の技術力やサービス力の向上により、当社グループのサービス力が相対的に低下した場合は、当社グループが提案している営業案件の失注や、販売数の減少等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 特定の仕入先・取引先への依存について

モバイルネットワーク事業は、コネクシオ株式会社との代理店契約に基づく株式会社NTTドコモの二次代理店としてのドコモショップの運営及び携帯電話端末等の法人向け販売等であり、当社グループのモバイルネットワーク事業における仕入及び販売のほぼ100%がドコモブランドに依存しております。

当社グループの主要な事業活動の前提となる当社とコネクシオ株式会社との代理店契約は1年毎に自動更新されますが、契約上は同社及び当社の双方とも3ヶ月前の事前告知の上解除することが可能となっているほか、以下のような事由を即時解除事由として定めております。

- ・いずれかの当事者が、差押、会社の整理もしくは再生・更生手続の開始、営業停止又は解散等に該当する場合及び株式会社NTTドコモの信用・名誉を失墜させる行為もしくは同社との信頼関係を著しく損なう行為を行った場合
- ・当社がお客様に虚偽の請求、報告を行う等の欺瞞的行為を行った場合等

その他、当社に株主構成の変更があったときは、書面による事前通知をもって解除できる旨を定めております。

なお、当社は株式会社NTTドコモ及びコネクシオ株式会社とは良好な関係を維持しており、提出日現在において解除事由等は生じておりませんが、上記契約が解除・解約等により終了した場合や、当該契約の内容が大幅に変

更された場合は、モバイルネットワーク事業の存続に支障が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

株式会社NTTドコモの二次代理店としてのドコモショップの運営は、一次代理店であるコネクシオ株式会社を通して行い、その対価としてコネクシオ株式会社から手数料等を収受しております。そのため、受取手数料等の金額、受取対象期間、受取対象となるサービス業務の内容、通話料金に対する割合等の取引条件は、株式会社NTTドコモやコネクシオ株式会社の事業方針等により変更される可能性があり、今後大幅な取引条件等の変更が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、上記のとおりドコモブランドに依存しているため、株式会社NTTドコモがドコモショップ運営に関する方針、料金プラン、広告宣伝方針等の事業上の施策を変更した場合、ドコモブランドのイメージの悪化その他の原因により他の通信キャリアに比してドコモブランドの魅力が相対的に低下した場合、又は他の通信キャリアやMVNO事業者との競争激化・SIMロック解除等により通信キャリア間のシェアが変動した場合など、株式会社NTTドコモの戦略・事業計画の変更やドコモブランドの動向に変化が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 業績の変動について

ITクラウド事業においては、大型の通信システムの施工やシステム導入・開発等の案件について、工事の完了やシステムの稼働、検収の時期が変動した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、工事の進捗や検収時期の集中によって収益が偏重することがあります。このため、特定の四半期業績のみをもって当社グループの通期業績見通しを判断することは困難であります。

なお、2019年12月期の当社グループの業績は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高	2,871,674	2,665,277	2,506,069	2,406,681	10,449,702
営業利益	187,545	96,007	175,081	8,752	449,881
経常利益	187,942	101,734	180,301	8,985	460,993

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、第3四半期までは個別業績を記載し、第4四半期及び通期については連結業績を記載しております。なお、当連結会計年度において連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。

(6) 人材の確保と育成について

当社グループは、顧客に対して最適な商品やサービスを提供できる戦力となる人材を確保するため、優秀な人材の獲得、社員教育の徹底や必要な資格取得等、一定水準以上のスキルを有し、事業の発展に貢献する人材の育成を行っております。

しかしながら、人材の確保や育成が計画どおりに進捗しない場合、あるいは優秀な人材が多数離職してしまう場合には、顧客へのサービス提供や新サービスの開発等が十分に行えず、その結果、営業案件失注や来店・販売台数の低下、サービス開発の遅延等の発生により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制等について

ITクラウド事業では、電気通信事業法、建設業法、放送法等の関連法規の規制を受けており、これらを遵守しておりますが、これらの法令違反が生じた場合や、法的規制が追加・変更された場合は、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

また、近年、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されており、今後新たな法令等の規制や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 情報漏洩に関するリスクについて

当社グループは、業務に関連して多数の個人情報及び企業情報を保有しております。当社グループは、情報管理に関する個人情報保護方針の公表、情報リスク管理規程をはじめとする諸規程を制定するとともに、社内教育によ

る情報管理への意識向上等の施策を実施しております。また、個人情報につきましてはプライバシーマーク認証を取得しております。

ITクラウド事業

ITクラウド事業においては、情報資産の漏洩や改ざん、不正利用等を防ぐため、ISO27001情報セキュリティ適合性評価制度の認証を取得し、社内の情報資産に関しリスク分析を行い、リスクがある事項に関しては改善策を講じ、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず、情報機器の誤動作や操作ミス等により個人情報や企業情報が漏洩した場合、損害賠償責任の負担、社会的信用の失墜、主要パートナー企業との契約解除等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

モバイルネットワーク事業

モバイルネットワーク事業においては、株式会社NTTドコモが定める情報資産の管理方法に準拠した教育と業務監査を受け、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず、操作ミスやモバイル端末の紛失等により個人情報が漏洩した場合、違約金の支払いや損害賠償責任の負担、株式会社NTTドコモ及びコネクシオ株式会社との契約解除等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) システム障害について

当社グループは、顧客へのサービス提供においては、コンピュータシステム及びそのネットワークに多くを依存しており、安全性確保に万全の体制をとるよう努めるとともに、IT事業賠償保険への加入を行い、万一のための対策も講じております。しかしながら、地震、火災等の自然災害、コンピューターウィルスの感染、サイバーテロ等に起因するシステムトラブル、また、公衆回線等ネットワークインフラの障害により当社グループのシステム等が正常に稼働しない状態の発生や顧客データの喪失等が生じた場合には、当社グループに直接損害が生じる他、サービスの品質低下や損害賠償責任の負担、社会的信用の失墜、顧客企業との契約解除等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) システム導入・開発作業の遅延や不具合について

ITクラウド事業においては、クラウドサービス導入時に、マスタ設定等の導入作業に加えて、機能追加や動作安定化のための改善、さらにはインターフェース等のシステム開発を行う場合があります。当該導入作業や開発においては、作業工程等に基づき発生コストを予測し見積を行い、プロジェクトごとに進捗管理を行っておりますが、その性質上すべてのコストを正確に見積もることは困難であり、見積の誤りや作業の遅れ、仕様変更等の要因により、当初見積を上回る作業工数が必要となる場合があります。想定以上の費用負担、開発の遅延等による採算性の悪化が生じる可能性があります。また、顧客との間で定めた期日までに導入、開発作業を完了、納品できなかった場合、あるいはシステムの不具合等により品質に問題が発生した場合には、補修作業に伴う費用の増加、信用の低下、損害賠償等の要因により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社グループは、ソフトウェアの開発を自社で行っておりますが、開発されたソフトウェアにかかる知的財産については、アプリケーションとして販売されるソフトウェアと異なり、クラウドからのサービス提供であることから模倣されるリスクは少なく、逆に特許申請による公開を避けるため、原則として特許権等の取得はしない方針であります。これまで、当社グループは第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたことはありませんが、ソフトウェアに関する技術革新の顕著な進展により、当社グループのソフトウェアが第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確に想定、判断できない可能性があります。また、当社グループの業務分野において認識していない特許等が成立している場合、損害賠償及び使用差し止めの訴えや、当該訴えに対する法的手続諸費用の発生等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 自然災害等について

当社の本社、事業所、店舗は、一部を除き、和歌山市を中心とした和歌山県内に集中しており、東南海地方における大規模な地震が発生した場合には、物的・人的被害の発生により、事業継続が困難になる可能性があります。また、その他の災害、事故、事件、疫病の蔓延等によっても、同様の状況が生じる可能性があります。このため、当社は事業継続計画を策定するとともに、耐震・免震構造のデータセンターの建設や、和歌山・東京・大阪の国内3地域にバックアップセンターを設置する等の措置を講じ、重要業務の中断を防ぎ、また、中断したとしても速や

かに復旧させる体制を整備しております。しかし、このような備えにも関わらず、災害等により物的・人的被害が発生した場合には、事業機会が減少し、また、サービス体制に支障が生じることにより損害賠償責任の負担、社会的信用の失墜、顧客との契約解除等が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(13) 新型コロナウイルスの感染拡大について

ITクラウド事業

当社グループは、疫病が蔓延した場合であっても、事業継続計画に基づき、時差出勤や在宅勤務等により柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めておりますが、今後、事態がさらに深刻化、長期化した場合には、商談機会の減少による新規取引案件の減少、出勤や客先訪問が困難になることによるサービスレベルの一時的・部分的な低下、機器や資材の生産・物流の停滞に伴う調達の遅延と、それによるシステム導入、工事進行、設備投資の遅れ等が生じるおそれがあり、これらが当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

モバイルネットワーク事業

モバイルネットワーク事業においては、新型コロナウイルスの蔓延が、今後さらに深刻化、長期化した場合、ドコモショップへの来店客数減少、従業員の感染が判明した店舗の臨時休業、端末の生産・物流が停滞することによる仕入遅延等が生じるおそれがあり、これらが当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復しておりましたが、今後の経済動向につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による地域経済及び世界経済への影響が予断を許さない状況になっているほか、通商問題をめぐる動向や、金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

当社グループの主要顧客である流通食品小売業におきましては、消費者のライフスタイルの変化などを背景に、他業態との競争が激化しております。また、一方では、人手不足や最低賃金の引き上げによる人件費の高騰といった課題にも直面しております。このように厳しさを増す経営環境を打開するためには、生産性向上の取組が急務となっております。加えて、キャッシュレス決済の拡大など、環境変化への対応が求められております。

官公庁におきましては、情報システムに係る経費削減、住民サービス向上、事故等発生時の業務継続を目的とした情報システムの集約と共同利用（自治体クラウド）が推進されております。また、複数の自治体において、業務におけるAI（人工知能）の導入が進むなど、新技術活用に向けた機運がますます高まっております。他方で、近年、大規模な自然災害が多発しており、ハード、ソフト両面からの備えが重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社グループは「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

携帯電話販売市場におきましては、2019年6月に、株式会社NTTドコモの料金体系が、端末価格と通話・通信サービスの利用料を分離する新たな料金プランに移行したことを皮切りに、他の通信キャリアも新料金プランへ移行しており、同市場における消費者の購買行動に変化が生じております。また、低料金で通信サービスを提供するMVNO事業者（注）の台頭や、通信キャリアの新規参入などが見込まれ、今後、競争環境がさらに激化していくことが予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、サービス品質向上による差別化を図ることで、顧客満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

また、官公庁向けクラウドサービス分野のさらなる成長を図る観点から、2019年10月に、大阪府南部エリア、和歌山県及び奈良県の地方自治体向けに基幹システム等を提供している株式会社南大阪電子計算センターを完全子会社化いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高10,449,702千円、営業利益449,881千円、経常利益460,993千円、親会社株主に帰属する当期純利益は280,359千円となりました。

以下においては、比較有用性の観点から、当連結会計年度の連結業績と前事業年度の個別業績の増減比較を表示しております。なお、当連結会計年度において連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。

「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）目標とする経営指標」に記載のとおり、当社グループは定常収入を経営上の重要指標と位置づけております。当連結会計年度における定常収入は、サービス提供の拡大により4,719,785千円（前期比4.9%増）となり順調に推移しました。引き続き、当該指標の向上に取り組んでまいります。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

< I Tクラウド事業 >

流通業向けクラウドサービス分野におきましては、当社グループの主力サービスである流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@ r m s 基幹」や、卸売業向けクラウド型 E D I サービスの提供拡大などにより定常収入が増加しました。また、消費税制改正をきっかけに、小売業向け E D I サービスの導入が進んだことや、海外で提供する専門店向け販売管理システムにかかる機器販売が増加したことなどにより、定常収入以外の売上も増加しました。これらにより、売上高は前事業年度を上回りました。他方、「@ r m s 基幹」次期バージョンの開発にかかるソフトウェア償却費の増加に加え、システム導入の解除・終了に伴う補償費用が発生したことにより、利益は前事業年度を下回りました。

官公庁向けクラウドサービス分野におきましては、防災行政無線デジタル化にかかる工事案件が大幅に増加し、売上高は前事業年度を上回りました。また、利益率は低下したものの、利益も前事業年度を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は7,035,744千円（前期比22.1%増）、セグメント利益（経常利益）は306,792千円（前期比0.1%減）となりました。

< モバイルネットワーク事業 >

モバイルネットワーク事業におきましては、端末一台あたりの販売単価は前事業年度を上回りましたが、足元では、スマートフォンの売れ筋モデルが低価格帯にシフトする傾向にあります。また、端末販売台数については、株式会社 N T T ドコモの料金プラン変更などを背景に第 3 四半期以降は売れ行きが低調となり、前事業年度と比べ大幅に減少しました。これに伴い、売上高は前事業年度を下回りました。また、店頭手数料体系見直しの実施により利益率は向上したものの、売上高減少の影響を補えず、利益も前事業年度を下回りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,413,957千円（前期比12.9%減）、セグメント利益（経常利益）は374,811千円（前期比7.4%減）となりました。

（注）上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

M V N O 事業者：携帯電話などの物理的な移動体回線網を自社では持たないで、実際に保有する他の事業者から借りて（再販を受けて）、自社ブランドで通信サービスを行う事業者のこと。

なお、報告セグメントごとの当連結会計年度における連結業績と前事業年度における個別業績との対比は次のとおりであります。

（セグメント別売上高）

期 別 セグメント別	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)		当連結会計年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)		前 期 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
I Tクラウド事業	5,764,532	59.5	7,035,744	67.3	122.1
モバイルネットワーク事業	3,920,794	40.5	3,413,957	32.7	87.1
合計	9,685,326	100.0	10,449,702	100.0	107.9

(セグメント別利益)

期 別 セグメント別	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		前 期 比
	セグメント利益	構成比	セグメント利益	構成比	
	千円	%	千円	%	%
ITクラウド事業	307,021	59.8	306,792	66.6	99.9
モバイルネットワーク事業	404,910	78.8	374,811	81.3	92.6
調整額	198,130	38.6	220,610	47.9	
合計	513,801	100.0	460,993	100.0	89.7

当連結会計年度における生産、仕入、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

(生産実績)

当社グループは生産活動を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(仕入実績)

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前期比(%)
ITクラウド事業	1,784,573	
モバイルネットワーク事業	2,156,586	
合計	3,941,159	

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(受注実績)

当社グループは受注生産を行っていないため、受注実績の記載を省略しております。

(販売実績)

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
ITクラウド事業	7,035,744	
モバイルネットワーク事業	3,413,957	
合計	10,449,702	

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)
コネクシオ(株)	3,147,183	30.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

当連結会計年度末における総資産は9,638,508千円となりました。主な内訳は、受取手形及び売掛金2,082,369千円、現金及び預金1,385,377千円、土地1,382,213千円、ソフトウェア834,710千円、建物及び構築物（純額）803,162千円であります。

当連結会計年度末のセグメントごとの資産は、次のとおりであります。

< ITクラウド事業 >

ITクラウド事業の資産は、7,027,915千円となりました。

< モバイルネットワーク事業 >

モバイルネットワーク事業の資産は、833,910千円となりました。

当連結会計年度末における負債合計は5,163,599千円となりました。主な内訳は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）2,688,306千円、買掛金522,509千円、未払金429,263千円、短期借入金200,000千円でありま

す。
当連結会計年度末における純資産合計は4,474,908千円となりました。主な内訳は、資本金792,324千円、資本剰余金1,244,058千円、利益剰余金2,392,224千円であります。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、1,385,377千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,115,801千円の資金の増加となりました。資金の増加の主な要因は、減価償却費628,807千円、税金等調整前当期純利益447,600千円、売上債権の減少額161,514千円となっております。資金の減少の主な要因は、法人税等の支払額224,603千円となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは2,296,773千円の資金の減少となりました。資金の減少の主な要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,466,728千円、無形固定資産の取得による支出411,326千円、有形固定資産の取得による支出280,309千円となっております。資金の増加の主な要因は、敷金及び保証金の回収による収入31,714千円となっております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは2,156,240千円の資金の増加となりました。資金の増加の主な要因は、長期借入れによる収入2,542,000千円となっております。資金の減少の主な要因は、短期借入金の純減額200,000千円、長期借入金の返済による支出106,187千円となっております。

当社グループの運転資金需要の主なものは、原材料及び商品の仕入のほか、外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、長期資金需要は設備投資及びM&A投資であり、設備資金需要の主なものは、データセンター設備の増強のためのサーバー機器等への投資、ソフトウェア開発に係る費用などであります。

当社グループは、運転資金については自己資金より充当し、不足が生じた場合は金融機関からの短期借入で調達を行っております。また、長期資金については、自己資金で不足する場合は長期借入金等により調達を行っております。

当社グループの当連結会計年度末における設備の新設、改修等に係る投資予定金額とその資金調達の方法については、「第3 設備の状況 3. 設備の新設、除去等の計画」に記載のとおりであります。

当社グループは複数の取引金融機関との間で当座貸越契約を締結し、資金需要を鑑み必要に応じて資金の借入を行える体制を整えております。これにより、資金の流動性は十分に確保されているものと判断しております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は2,900,983千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 販売に関する契約

会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	コネクシオ㈱	日本	ドコモショップの業務再委託	2019年9月12日	2019年4月1日から2020年3月31日まで以降、1年毎の自動更新	ドコモショップ業務の許諾

(2) 株式交換に関する契約

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、株式会社南大阪電子計算センターの株式の一部をその保有株主から譲り受けるとともに、当社を株式交換完全親会社、株式会社南大阪電子計算センターを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。なお、2019年10月2日の株式交換効力発生日において、当社は株式会社南大阪電子計算センターを完全子会社といたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

(3) 資金の借入

当社は、2019年9月13日開催の取締役会において、(株)南大阪電子計算センターを完全子会社化するために同社株式を取得することを目的とする資金の借入を行うことを決議し、以下のとおり金融機関からの借入を実行しました。

(1) 借入先	(株)紀陽銀行	(株)みずほ銀行	和歌山県信用農業協同組合連合会
(2) 借入金額	1,500百万円	700百万円	200百万円
(3) 借入実行日	2019年9月30日	2019年9月30日	2019年9月30日
(4) 借入期間	10年	10年	10年
(5) 担保の有無	無担保・無保証	無担保・無保証	無担保・無保証

(注) 金利につきましては非開示とさせていただきますが、一般的なレートでの借入となっております。

5 【研究開発活動】

当社グループは、急激に変化するビジネス環境において、顧客ニーズへの対応、顧客の企業活動の価値向上及び競合他社に対する優位性確保を目的に、ITクラウド事業において既存サービスの改善、新規サービスの開発、最新技術の調査・研究等の研究開発活動を行っております。なお、研究開発費としては、調査目的等で購入するハードウェア及びソフトウェア等が計上されております。

当連結会計年度における研究開発費は、新サービスの開発等により、総額は38,422千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、データセンター設備の増強などを目的とした継続的な設備投資に加えて、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得等を実施しております。

当連結会計年度の設備投資等の総額は662,037千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産（のれんを除く）への投資を含めて記載しております。

(1) ITクラウド事業

当連結会計年度の主な設備投資は、データセンター関連設備の増強、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得及び機能追加の開発等を中心とする総額476,774千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) モバイルネットワーク事業

当連結会計年度の主な設備投資は、ドコモショップ橋本彩の台店の電話設備等の取得を中心とする総額939千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、新田辺支店事務所・ドコモショップ田辺店建設用地の取得を中心とする総額184,324千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	その他		合計
本社 (和歌山県 和歌山市)		本社 データ センター	111,215	17,965	466,305 (3,278.09)	167,117	56,130	818,734	126 〔 10〕
海南データ センター (和歌山県 海南市)	ITクラ ウド事業	データ センター	235,305	113,070	()	640,849	4,935	994,160	
東日本支社 (東京都 港区)	ITクラ ウド事業	事務所 設備 商品画像 製作設備	8,323	10,353	()	4,731		23,408	50 〔 9〕
西日本支店 (大阪市 淀川区)	ITクラ ウド事業	事務所 設備	5,291	1,798	()	4,922	3,289	15,301	39
海南支店 (和歌山県 海南市)	ITクラ ウド事業	事務所 設備	65,222	48,494	74,501 (18,389.55)	2,089	0	190,308	84 〔 2〕
田辺支店 (和歌山県 田辺市)	ITクラ ウド事業	事務所 設備	37,475	2,861	28,000 (850.20)	6,171	957	75,466	28 〔 2〕
シンガポ ール支店	ITクラ ウド事業	事務所 設備	1,697	1,308	()		6,985	9,991	7
ドコモショ ップ南海市 駅前店 (和歌山県 和歌山市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	16,523	437	159,500 (800.85)			176,460	12 〔 1〕
ドコモショ ップJR和 歌山駅前店 (和歌山県 和歌山市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	1,270	301	() 〔 396.76〕			1,571	12 〔 2〕
ドコモショ ップ岩出店 (和歌山県 岩出市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	100,051	3,234	71,976 (1,052.00) 〔 1,298.99〕			175,262	30
ドコモショ ップ田辺店 (和歌山県 田辺市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	2,305	321	() 〔 1,043.50〕			2,627	12 〔 1〕
ドコモショ ップ橋本店 (和歌山県 橋本市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	3,683	966	() 〔 1,076.39〕			4,650	15
ドコモショ ップかつら ぎ店 (和歌山県 伊都郡か つらぎ町)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	2,508	989	() 〔 784.84〕			3,498	10 〔 1〕
ドコモショ ップ橋本彩 の台店 (和歌山県 橋本市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	8,970	3,019	() 〔 661.16〕			11,989	12

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、リース資産、商標権、ソフトウェア仮勘定の合計であります。
4. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は92,930千円であります。
なお、賃借している土地の面積は〔 〕で外書きしております。
5. 従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。

(2) 国内子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社南大阪 電子計算センター	本社 (大阪府 貝塚市)	ITクラ ウド事業	事務所 設備	109,700	76,730 (1,840.19) [1,598.00]	0	186,430	127 [20]
	和歌山支社 (和歌山県 和歌山市)	ITクラ ウド事業	事務所 設備	75,500	14,357 (359.57)	0	89,857	30 [4]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、電話加入権であります。
4. 土地の一部を賃借しております。賃借している土地の面積は [] で外書きしております。
5. 従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 (和歌山県 和歌山市)	ITクラ ウド事業	ソフ ウェア	1,407,421	1,222,932	自己資金及 び借入金	2014年 1月	2020年 12月	(注2)
	本社 (和歌山県 和歌山市)	ITクラ ウド事業	サーバ	88,500		自己資金	2020年 1月	2020年 7月	(注2)
	田辺支店・ ドコモ ショップ田 辺店 (和歌山県 田辺市)	全社共通	事務所 及び店舗	360,530	146,780	自己資金及 び借入金	2019年 7月	2020年 12月	(注3)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 現在の事務所は南海トラフの巨大地震が発生した場合における津波の想定浸水区域内に位置しており、安全性の確保のため、店舗は売場面積の拡張のため移転いたします。事務所・店舗を纏めることで建設費用を抑え、土地・建物を効率的に活用いたします。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,171,386	5,171,386	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	5,171,386	5,171,386		

(注) 提出日現在発行数には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は、次のとおりであります。

() 当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割当ててを、2015年3月27日開催の定時株主総会において決議しております。

(第1回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2015年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	68(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2015年5月1日~2045年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,339(注)2 資本組入額 670
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(第2回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2016年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	103(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年4月29日～2046年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 991(注)2 資本組入額 496
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(第3回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2017年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	92(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年4月18日～2047年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 964(注)2 資本組入額 482
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(第4回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2018年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 5名
新株予約権の数(個)	92(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年4月17日~2048年4月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,049(注)2 資本組入額 525
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(第5回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2019年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	116(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年4月16日~2049年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,010(注)2 資本組入額 505
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年2月29日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数は調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項（注2）に準じて決定する。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、（注3）の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(第6回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2020年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	180〔募集事項〕(3)に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,000〔募集事項〕(4)に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	〔募集事項〕(8)に記載しております。
新株予約権の行使の条件	〔募集事項〕(11)に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	〔募集事項〕(10)に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	〔募集事項〕(13)に記載しております。

当社は、2020年3月27日の取締役会において、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項について、次のとおり決議しております。

〔募集事項〕

(1) 新株予約権の名称

株式会社サイバーリンクス 第6回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者及び人数

当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く) 4名

(3) 新株予約権の数

当社取締役に付与する新株予約権は180個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数は調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとする。

(6) 新株予約権の割当日

2020年4月20日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

2020年4月21日から2050年4月20日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(12) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(11)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第4号に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

第8号に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第8号に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第9号に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

第12号に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(16) 新株予約権行使の際の払込取扱場所

和歌山県和歌山市本町1丁目35番地

株式会社紀陽銀行 本店営業部

() 当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員に対して新株予約権を割り当てることを、2016年5月13日開催の当社取締役会において決議しております。

(株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権)

決議年月日	2016年5月13日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員及び従業員 345名
新株予約権の数(個)	2,562 [2,550] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 256,200 [255,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,098円
新株予約権の行使期間	2021年4月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,106 (注) 2 資本組入額 553
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の1個当たりの株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後付与株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、下記(a)及び(b)をいずれも満たした場合に、下記(a)に規定される、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち各区分に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)に係る個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2020年12月期の当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)における経常利益が以下の金額以上となった場合、当該区分に応じた割合。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

・11億円以上の場合 : 行使可能割合100%

・9億円以上の場合 : 行使可能割合 50%

- (b) 2021年4月1日から2023年6月30日までの間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも1,500円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）以上となった場合。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役、執行役員または監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。
- (4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割または新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、（注5）により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注2）に定めるところと同様とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
（注3）に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
（注5）に定めるところと同様とする。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（存続会社等（会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。）が当社の特別支配会社（会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。）である場合には当社取締役会）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会）で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注3）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年9月1日 (注)1	50,540	4,842,755	39,724	787,906	39,724	862,925
2019年3月28日 (注)2	8,300	4,851,055	4,418	792,324	4,418	867,343
2019年10月2日 (注)3	320,331	5,171,386		792,324	374,146	1,241,490

(注) 1. (株)ニュートラルを吸収合併(合併比率1:19)したことに伴う増加であります。
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. (株)南大阪電子計算センターとの株式交換(交換比率1:33)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	11	19	18	92	20	15	3,833	4,008	
所有株式数 (単元)	1,217	4,577	325	17,820	545	410	26,786	51,680	3,386
所有株式数 の割合(%)	2.36	8.86	0.63	34.48	1.05	0.79	51.83	100.00	

(注) 自己株式184株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社サイバーコア	和歌山県和歌山市友田町5丁目46番地1	1,200,000	23.21
村上 恒夫	和歌山県和歌山市	370,300	7.16
サイバーリンクス従業員持株会	和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3	286,420	5.54
上岡 兼千代	大阪府貝塚市	140,019	2.71
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	108,300	2.09
株式会社紀陽銀行	和歌山県和歌山市本町1丁目35番地	94,956	1.84
和歌山県	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	84,117	1.63
堀内 宏行	千葉県千葉市中央区	76,700	1.48
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号	72,972	1.41
日本電気株式会社	東京都港区芝5丁目7番1号	71,103	1.37
計		2,504,887	48.44

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
	(相互保有株式) 普通株式 5,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,162,900	51,629	
単元未満株式	普通株式 3,386		
発行済株式総数	5,171,386		
総株主の議決権		51,629	

(注) 「単元未満株式」の「株式数」欄には、当社保有の自己保有株式84株及び株南大阪電子計算センター保有の相互保有株式10株が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株サイバーリンクス	和歌山県和歌山市紀三井 寺849番地の3	100		100	0.00
(相互保有株式) 株南大阪電子計算セン ター	大阪府貝塚市脇浜四丁目 2番22号	5,000		5,000	0.10
計		5,100		5,100	0.10

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	24	26,808
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	184		184	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

第56期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり16円00銭としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと経営基盤の強化に有効活用していく所存であります。

(注) 基準日が第56期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年3月27日 定時株主総会決議	82,739	16.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、将来にわたり事業を継続的に発展させ、事業を通して社会に貢献し続けるために、経営の効率化と健全性を高めるとともに、経営の透明性を高めるためのチェック機能の充実を図ることが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけ、経営体制の整備・構築に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

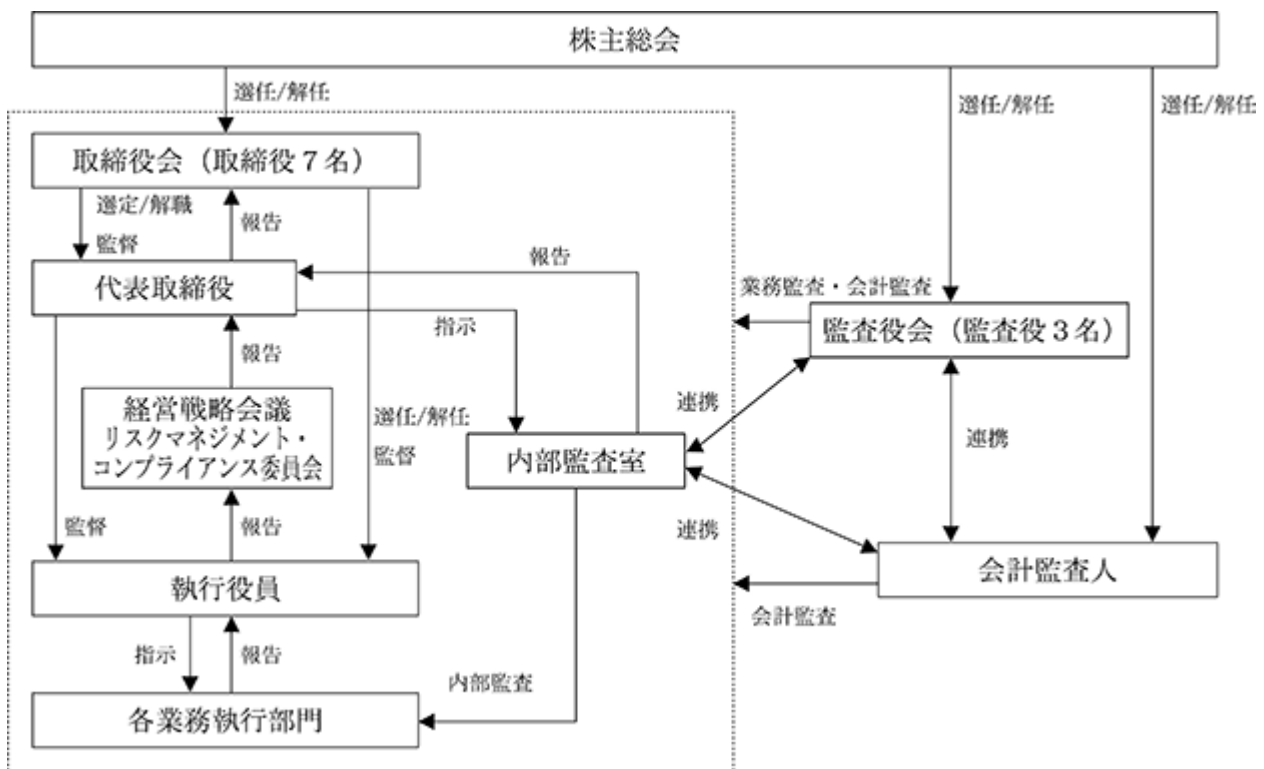
イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は、本報告書提出日現在（2020年3月30日現在）取締役7名（うち社外取締役1名）により構成され、毎月1回、定期的に開催されるとともに、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める決議事項の審議及び決議、並びに重要な報告を行っております。また、執行役員制度を導入し、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行にあっております。

監査役会は、本報告書提出日現在（2020年3月30日現在）監査役3名（うち社外監査役2名）から構成されており、監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い監査を行うほか、取締役会等の会議に出席しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとし、また、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消しすることができることとしています。

また、取締役、執行役員及び代表取締役が指定する部門長によって構成される経営戦略会議及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を、原則として週に1回及び四半期に1回それぞれ開催しております。経営戦略会議では、取締役会及び代表取締役の決裁事項のうち重要なものについて、方針等を検討するとともに、業務全般にわたる情報共有を、またリスクマネジメント・コンプライアンス委員会では、取締役会の直属機関として、当社グループの全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行い、協議・決定事項、進捗状況について取締役会に報告を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりであります。



また、当社が設置する機関の構成員（執行役員以上）は以下のとおりであります。

（ は議長又は委員長、 は構成員を示しています。）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営戦略会議及び リスクマネジメント・ コンプライアンス委員会
取締役会長	上岡 兼千代	○		
代表取締役社長	村上 恒夫			
常務取締役	東 直樹	○		○
常務取締役	湯川 隆志	○		○
取締役	秀 祐而	○		○
取締役	宇治 保	○		
取締役（社外）	桂 靖雄	○		
常勤監査役	佐藤 正光	○		○
監査役（社外）	水城 実	○	○	
監査役（社外）	瀧瀧 順一	○	○	
執行役員	青石 達男			○
執行役員	水間 乙允			○
執行役員	川辺 春義			○
執行役員	北 正治			○

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、迅速かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要であると考えております。

当社の事業内容及び規模等に鑑み、取締役会は少数の取締役ににより構成し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役の任期は2年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしております。

また、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保を図る一環として、執行役員制度を導入し、取締役会による「決定・監督」と執行役員による「業務執行」を明確に分離しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備につきましては、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議しております。

a．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- () 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- () 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
- () 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
- () 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- () 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- () 取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- () 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
 - () 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
 - () ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- () 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
 - () 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。
- e. 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- () 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
 - () 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
 - () 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
 - () 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。
 - ・ 内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- () 当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員（監査役スタッフ）として適切な人材を配置する。
 - () 監査役スタッフに対する指揮命令は、監査役が行うものとし、監査役スタッフの人事（評価・異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
 - () 当社は、監査役スタッフに関し、監査役の指揮命令に従う旨を社内に周知徹底する。

g. 当社グループの取締役・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- () 当社取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査役に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。
- () 当社取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- () 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- () 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役、監査役及び取締役会に報告を行う。
- () 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- () 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
- () 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役又は従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
- () 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
- () 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- () 金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

j. 反社会的勢力排除に向けた体制

- () 「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、会社経営にかかるリスクマネジメント活動を一元的に管理する体制を構築しております。その中で、定期的に「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を開催し、他社事例を含めた個々の事業等に係るリスクの把握及び発生可能性の検討等を行い、リスク要因への変化に対する適時適切な対応を行うこととしております。

また、情報セキュリティマネジメントについては、ISO27001の認証を取得することで、認証の対象範囲における顧客へのサービス及び社内情報システムの稼働しているIaaS基盤の機密性、可用性、完全性を維持するための対策を講じており、個人情報保護については、プライバシーマークの取得により、社内システムに含まれる顧客情報や社員情報の適切な管理のための対策を講じております。

なお、緊急事態発生時におけるマニュアルを定め、会社及び利害関係者の損失最小化を図るための体制、対応を定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、社外取締役及び監査役がその能力を充分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主へのより機動的な利益還元を目的とするものです。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容及び概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	上岡 兼千代	1928年2月18日	1969年12月 (株)南大阪電子計算センター設立 取締役 1977年9月 同社 代表取締役社長 2002年9月 同社 取締役会長 2005年12月 同社 代表取締役社長 2016年12月 同社 代表取締役会長(現任) 2019年3月 当社 取締役会長(現任)	(注)3	140,019
代表取締役 社長	村上 恒夫	1947年11月13日	1970年4月 松下電器産業(株)(現パナソニック システムネットワー クス(株)) 入社 1979年9月 同社 退社 1979年10月 当社 専務取締役 1990年4月 当社 代表取締役専務 1993年11月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)3	370,300
常務取締役	東 直樹	1956年4月11日	1990年4月 (株)エムケーシー(現T I S(株)) 入社 営業課長 1993年10月 同社 退社 1993年11月 (株)近畿中部レジホンセンター(現(株)サイバーリンクス) 入社 1997年6月 同社 取締役システム開発部長 2000年1月 当社 取締役リテイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2003年9月 当社 取締役リテイルネットワーク副事業部長 2006年10月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任)	(注)3	9,400
常務取締役	湯川 隆志	1958年1月17日	1998年1月 (株)整理回収銀行(現(株)整理回収機構) 入行 1998年7月 同行 退行 1998年8月 当社 入社 2000年1月 当社 移動通信部長 2001年6月 当社 モバイルネットワーク部長 2002年3月 当社 取締役モバイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任)	(注)3	8,000
取締役	秀 祐而	1962年1月9日	1987年8月 (株)淡路島レジホンセンター 入社 1995年10月 (株)関西レジホンセンター(旧(株)淡路島レジホンセン ター) 取締役 1997年3月 (株)近畿中部レジホンセンター(現当社) 入社 営業部長 2000年1月 当社 リテイルネットワーク部大阪支社長 2003年4月 当社 リテイルネットワーク事業部営業部長 2012年4月 当社 執行役員S C M推進室長 2013年1月 当社 執行役員流通クラウドビジネス事業部長 2017年1月 当社 執行役員流通クラウド事業本部長 2018年3月 当社 取締役流通クラウド事業本部長(現任)	(注)3	13,200
取締役	宇治 保	1951年2月10日	1969年4月 住友金属工業(株) 入社 1972年3月 同社 退社 1972年10月 (株)南大阪電子計算センター 入社 2005年12月 同社 取締役 2009年12月 同社 取締役副社長 2014年4月 同社 代表取締役副社長 2016年12月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年3月 当社 取締役(現任)	(注)3	40,029

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	桂 靖雄	1947年 9月19日	1970年 4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2001年 6月 松下通信工業(株) (現 パナソニック モバイルコミュニケーショングループ) 取締役社長 2003年 6月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 役員 2004年 6月 同社 常務役員 東京支社長 2007年 6月 同社 常務取締役 2009年 4月 同社 専務取締役、東京代表、渉外本部長 2010年 4月 同社 取締役副社長 2013年 6月 同社 顧問 2015年 3月 当社 取締役(現任) 2019年 1月 (株)エイチ・アイ・エス 社外取締役(現任)	(注)3	3,000
監査役 (常勤)	佐藤 正光	1950年 6月20日	1992年 3月 北日本リテイルネットワークシステムズ(株) 代表取締役 2000年 1月 当社 取締役 2002年 7月 当社 常務取締役 2003年 9月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2006年10月 当社 取締役総合管理部長 2007年 3月 当社 常務取締役総合管理部長 2012年 4月 当社 常務取締役 2013年 3月 当社 専務取締役 2019年 3月 当社 監査役(現任)	(注)4	26,080
監査役	水城 実	1970年 1月27日	1994年 9月 大原簿記専門学校 専任講師 1997年 9月 速水税務会計事務所 入所 2000年12月 水城会計事務所 開設 所長(現任) 2012年 3月 当社 監査役(現任) 2015年12月 (株)真善美経営コンサルティング設立 代表取締役(現任) 2016年 4月 (株)タカショー 監査役(現任)	(注)5	
監査役	潰瀧 順一	1952年 6月19日	1975年 4月 和歌山県庁 入庁 2009年 4月 和歌山県企画部政策統括監(関西国際空港・IT担当) 2010年 4月 和歌山県企画部企画政策局長 2011年 4月 和歌山県伊都振興局長 2013年 3月 和歌山県庁退職 2013年 6月 和歌山県商工会連合会専務理事 2016年 3月 当社 監査役(現任)	(注)6	
計					610,028

- (注) 1. 取締役 桂靖雄は、社外取締役であります。
2. 監査役 水城実及び潰瀧順一は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 佐藤正光の任期は、2018年12月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役 水城実の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役 潰瀧順一の任期は、2016年12月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
豊田 泰史	1954年 7月 7日	1985年 4月 弁護士登録(和歌山弁護士会) 1990年 4月 豊田法律事務所(現 あすか総合法律事務所)開設 所長(現任)	

8. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、4名で、公共クラウド事業部長 青石達男、最高情報責任者(CIO) 水間乙允、流通クラウド副事業本部長 川辺春義、モバイルネットワーク事業部長 北正治で構成されております。
9. 所有株式数は、2019年12月31日現在のものであります。

社外役員の状況

イ．社外取締役及び社外監査役に関する事項

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の桂靖雄氏は、長年にわたりパナソニック株式会社の役員を務められており、豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社のガバナンスの強化に寄与いただいております。また、当社と同社との間には人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、同氏は2019年12月31日時点において、当社株式を3,000株保有しておりますが、当社とはその他の人的関係、資本的关系又は取引関係等の利害関係はありません。

社外監査役の水城実氏は、税理士及び社会保険労務士として培われた税務及び企業管理全般に関する知識・経験等を、当社の監視体制に活かしていただいております。取締役会に出席し、客観的な立場から取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。

なお、同氏は、当社とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の漬瀧順一氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、行政分野における長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会に出席し、客観的な立場から取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。

なお、同氏は、当社とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ．社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなしております。

- A．当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の2%を超える金額の支払を当社から受けた者又はその業務執行取締役、執行役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）
- B．当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の2%を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者
- C．当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- D．当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の1事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- E．当社議決権の10%以上を直接または間接的に保有している大株主又はその業務執行者
- F．過去2年間においてAからEまでのいずれかに該当していた者
- G．次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - （a）AからFまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）
 - （b）当社の子会社の業務執行者
 - （c）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （d）過去2年間において（b）、（c）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会において、内部監査、内部統制監査の計画及び評価結果について報告を受け、適宜必要な意見及び助言を述べております。

社外監査役は、監査役会において監査役監査、内部監査、内部統制監査の報告を受けるとともに、会計監査人から監査計画や監査結果の説明を受けるほか、監査役監査の過程で発見された事項等について定期、不定期にミーティングを実施し、相互に意見交換を行い連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は3名(うち社外監査役2名)で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役佐藤正光氏は、長年にわたり管理部門を担当しており、また監査役水城実氏は、税理士、社会保険労務士として専門知識を有しており、各氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役監査は、監査方針及び監査計画に基づき常勤監査役を中心として行われ、毎月1回開催される監査役会において監査結果について情報共有を行っております。

監査役は取締役会に、常勤監査役は経営戦略会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役から適宜業務の執行状況を聴取し、重要な決裁文書を閲覧するなど調査を行い、取締役の業務執行の適正性及び適法性を監査しております。

また、監査役会は会計監査人から期初に監査計画の概要説明を受けるとともに、監査の過程で発見された事項等について報告を受けるなど、定期、不定期にミーティングを実施し、相互に意見交換を行い連携を図っております。

内部監査の状況

内部監査は、社長直轄の内部監査室が実施しており、室長1名と室員1名で構成されております。内部監査は、監査計画に基づいて業務活動の適正性及び効率性に関して独立した立場からの監査を実施しております。監査の結果は、内部監査報告書をもって社長に報告を行い、重要と認められた事項については、社長より改善指示書として被監査部門へ通知することとしております。被監査部門の責任者は、指摘事項に対する改善状況について、内部監査改善結果報告を作成し、内部監査室長経由で社長に提出しております。

内部監査室は常勤監査役と監査計画案、内部監査結果等について定期的に情報共有及び相互に意見交換を行い連携を図っております。また、内部監査室は、会計監査人と随時意見交換を実施しており、財務報告の信頼性を高めるため、綿密な協議及び意見交換を定期的に行っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 藤川 賢 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 桂 雄一郎 有限責任監査法人トーマツ

ハ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士11名、その他21名

二．監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的且つ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ホ．監査役及び監査役会における監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上記の会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者及び内部監査室等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、有限責任監査法人トーマツは会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	37,600	

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	48,700	
連結子会社		
計	48,700	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、監査内容及び当社の規模等を総合的に勘案した上で決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等について確認を行い、監査役会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。なお、取締役報酬等の額の決定方針については、社外取締役を含む取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定することとしております。

当社の役員の報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとしております。

取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（賞与及び株式報酬型ストック・オプション）で構成されています。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成されております。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストック・オプション総額の限度内において取締役会にて決定することとしております。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定するものとし、賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については、役位を勘案して決定することとしております。株式報酬型ストック・オプションは、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、割当数は、各取締役の固定報酬の額を基準として決定することとしております。

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成されています。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定することとしております。

ロ．株主総会における報酬等の決議内容

1999年12月6日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額150,000千円以内、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内と決議されております。また、当社は、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、2015年3月27日開催の第51期定時株主総会において、上記の取締役の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対して、年額40,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

ハ．当該事業年度における役員の報酬等の額の決定手続き

取締役の個別の報酬等の額は、社外役員が出席する取締役会からの一任により代表取締役の村上恒夫が株主総会で決議された報酬限度額内で決定しております。

監査役の個別の報酬等の額は、監査役会において協議の上、株主総会で決議された報酬限度額内で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	103,024	91,320	11,704			5
社外取締役	3,000	3,000				1
監査役 (社外監査役を除く)	13,860	13,860				1
社外監査役	7,140	7,140				3

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は7名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。なお、上記の支給人員及び報酬等の額には、2019年3月27日開催の当社第55期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役(社外監査役)1名を含めております。また取締役の支給人員には、無報酬の取締役2名を含めておりません。
2. 佐藤正光氏は、2019年3月27日開催の当社第55期定時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任し、監査役に就任したため、支給人員及び報酬等の額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社では継続的な協業関係の構築等の中長期的な企業価値向上を目的に保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）とし、それ以外の資産運用を目的とする投資株式（純投資目的である投資株式）は保有しない方針であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は当事業年度末現在において、純投資目的以外の目的である投資株式として上場株式を保有しておりません。

なお、政策保有株式に関する方針は以下のとおりであります。

- ・当社は、政策保有株式については、継続的な協業関係の構築等の中長期的な企業価値向上を目的に保有する必要があると判断した場合には、社内規程に基づき、その保有につき決定を行う。
- ・政策保有株式については、年1回、取締役会において、保有目的に照らし、中長期的な経済合理性や保有リスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、社外取締役の意見を踏まえた上で保有継続の可否判断を行い、保有意義の薄れた株式については売却を進める。
- ・政策保有株式に係る議決権行使については、保有目的を踏まえた上で、当社の企業価値向上や投資先企業の状況及び株主価値に寄与するかどうか等を勘案し、議決権の行使を行う。
- ・当社の株式を政策保有株式として保有している企業とは、取引の経済合理性を十分に検証したうえで、取引を行うものとし、会社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。また、当該企業から株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げない。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	5	19,000
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

- ・ 特定投資株式
該当事項はありません。

- ・ みなし保有株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)は、当連結会計年度中に株式を取得したことによる子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2019年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,385,377
受取手形及び売掛金	2,082,369
リース投資資産	460,987
商品及び製品	156,439
仕掛品	1 631,775
原材料及び貯蔵品	3,363
その他	291,958
貸倒引当金	1,420
流動資産合計	5,010,850
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	2,208,787
減価償却累計額	1,405,624
建物及び構築物（純額）	803,162
土地	1,382,213
その他	1,862,120
減価償却累計額	1,626,624
その他（純額）	235,496
有形固定資産合計	2,420,872
無形固定資産	
のれん	8,433
ソフトウェア	834,710
ソフトウェア仮勘定	79,574
その他	119
無形固定資産合計	922,838
投資その他の資産	
投資有価証券	19,000
繰延税金資産	223,069
保険積立金	690,972
その他	352,572
貸倒引当金	1,667
投資その他の資産合計	1,283,946
固定資産合計	4,627,657
資産合計	9,638,508

(単位：千円)

当連結会計年度
(2019年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	522,509
短期借入金	200,000
1年内返済予定の長期借入金	304,200
リース債務	2,223
未払金	429,263
未払法人税等	163,991
賞与引当金	38,004
受注損失引当金	1 25,597
その他	787,834
流動負債合計	2,473,623
固定負債	
長期借入金	2,384,106
リース債務	10,454
繰延税金負債	75,821
資産除去債務	48,584
その他	171,009
固定負債合計	2,689,976
負債合計	5,163,599
純資産の部	
株主資本	
資本金	792,324
資本剰余金	1,244,058
利益剰余金	2,392,224
自己株式	5,149
株主資本合計	4,423,457
新株予約権	51,451
純資産合計	4,474,908
負債純資産合計	9,638,508

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
売上高		10,449,702
売上原価	1	7,737,931
売上総利益		2,711,770
販売費及び一般管理費	2, 3	2,261,889
営業利益		449,881
営業外収益		
受取利息		4
受取配当金		370
不動産賃貸料		13,316
助成金収入		3,983
補助金収入		3,512
その他		5,356
営業外収益合計		26,543
営業外費用		
支払利息		8,804
不動産賃貸原価		4,980
その他		1,646
営業外費用合計		15,431
経常利益		460,993
特別利益		
事業譲渡益		2,549
その他		82
特別利益合計		2,631
特別損失		
固定資産売却損	4	312
固定資産除却損	5	522
減損損失	6	15,189
特別損失合計		16,024
税金等調整前当期純利益		447,600
法人税、住民税及び事業税		199,309
法人税等調整額		32,068
法人税等合計		167,241
当期純利益		280,359
親会社株主に帰属する当期純利益		280,359

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

当期純利益	280,359
包括利益	280,359
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	280,359

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	787,906	865,493	2,189,346	122	3,842,623	48,656	3,891,280
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	4,418	4,418			8,836		8,836
株式交換による増加		374,146			374,146		374,146
剰余金の配当			77,481		77,481		77,481
親会社株主に帰属する当期純利益			280,359		280,359		280,359
自己株式の取得				26	26		26
新規連結子会社が所有する親会社株式				5,000	5,000		5,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,794	2,794
当期変動額合計	4,418	378,564	202,878	5,026	580,833	2,794	583,628
当期末残高	792,324	1,244,058	2,392,224	5,149	4,423,457	51,451	4,474,908

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	447,600
減価償却費	628,807
減損損失	15,189
のれん償却額	51,562
貸倒引当金の増減額(は減少)	355
賞与引当金の増減額(は減少)	692
受注損失引当金の増減額(は減少)	5,658
受取利息及び受取配当金	374
不動産賃貸料	13,316
支払利息	8,804
売上債権の増減額(は増加)	161,514
たな卸資産の増減額(は増加)	13,907
仕入債務の増減額(は減少)	5,050
前受金の増減額(は減少)	22,149
未払消費税等の増減額(は減少)	62,985
その他	21,480
小計	1,349,142
利息及び配当金の受取額	370
利息の支払額	9,107
法人税等の支払額	224,603
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,115,801
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	280,309
無形固定資産の取得による支出	411,326
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 1,466,728
敷金及び保証金の差入による支出	173,092
敷金及び保証金の回収による収入	31,714
預り保証金の返還による支出	15,000
投資不動産の賃貸による収入	12,649
その他	5,320
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,296,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000
長期借入れによる収入	2,542,000
長期借入金の返済による支出	106,187
自己株式の取得による支出	26
配当金の支払額	77,397
その他	2,148
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,156,240
現金及び現金同等物に係る換算差額	23
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	975,291
現金及び現金同等物の期首残高	410,085
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,385,377

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社南大阪電子計算センター

(注) 2019年10月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、9月30日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品・原材料

総平均法

b 仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。

主な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

その他 3～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)

市場販売目的のソフトウェア 3年以内(販売可能な見込有効期間)

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する部分を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応するたな卸資産の額

	当連結会計年度 (2019年12月31日)
仕掛品	25,520千円

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
5,658千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	115,320千円
給料及び賞与	906,502 "
賞与引当金繰入額	13,940 "
退職給付費用	19,711 "
法定福利費	147,852 "
貸倒引当金繰入額	1,639 "
減価償却費	47,090 "
のれん償却額	51,562 "

3 一般管理費に含まれる研究開発費の金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
	38,422千円

4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
土地	312千円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
建物及び構築物	444千円
その他(機械装置及び運搬具)	0 "
その他(工具、器具及び備品)	71 "
ソフトウェア	6 "
計	522千円

6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
ドコモショップ南海市駅前店隣接 (和歌山県和歌山市)	賃貸資産	建物	15,189

当社グループは減損会計の適用にあたり、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行っております。

和歌山県和歌山市の賃貸資産につきましては、賃貸契約の終結に伴い、建物解体の意思決定に至ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は備忘価額としております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,842,755	328,631	-	5,171,386

(変動事由の概要)

株式会社南大阪電子計算センターの完全子会社化に係る株式交換に伴う新株発行による増加 320,331株
新株予約権の行使による増加 8,300株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	160	5,034	-	5,194

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による増加 24株
新規連結子会社が所有する親会社株式 5,010株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回株式報酬型新株予約権	普通株式	8,400		1,600	6,800	9,098
	第2回株式報酬型新株予約権	普通株式	12,700		2,400	10,300	10,197
	第3回株式報酬型新株予約権	普通株式	11,500		2,300	9,200	8,859
	第4回株式報酬型新株予約権	普通株式	11,200		2,000	9,200	9,641
	第5回株式報酬型新株予約権	普通株式		11,600		11,600	11,704
	株式会社サイバーリンクス第1回新株予約権(注)	普通株式					1,950
合計			43,800	11,600	8,300	47,100	51,451

(注) 株式会社サイバーリンクス第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	77,481	16.00	2018年12月31日	2019年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	82,739	16.00	2019年12月31日	2020年3月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	1,385,377千円
現金及び現金同等物	1,385,377千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の取得により新たに株式会社南大阪電子計算センターを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純増)との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,368,340千円
固定資産	1,048,459 "
流動負債	531,288 "
固定負債	128,432 "
株式の取得価額	2,757,079千円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	916,204 "
株式交換による当社株式の交付額	374,146 "
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,466,728千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2019年12月31日)
リース料債権部分	631,528
見積残存価額部分	-
受取利息相当額	170,540
リース投資資産	460,987

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2019年12月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	195,719	169,617	135,106	70,497	60,587	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については設備投資計画等に照らし、銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びにリース投資資産は、取引先等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に企業買収及び設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、取引開始時における信用調査、回収状況の継続的なモニタリングを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

当連結会計年度(2019年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,385,377	1,385,377	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,082,369	2,077,730	4,638
(3) リース投資資産	460,987	460,987	-
資産計	3,928,733	3,924,095	4,638
(1) 買掛金	522,509	522,509	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	429,263	429,263	-
(4) 未払法人税等	163,991	163,991	-
(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,688,306	2,675,887	12,418
負債計	4,004,070	3,991,651	12,418

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。回収期間が1年を超えるものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに回収までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3) リース投資資産

時価については、その将来キャッシュ・フローを新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の固定金利のもの及び変動金利で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値で算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2019年12月31日
その他有価証券 非上場株式	19,000
出資金	50
合計	19,050

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,385,377	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,852,323	230,046	-	-
リース投資資産	129,214	331,772	-	-
合計	3,366,915	561,818	-	-

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	304,200	304,200	304,200	294,118	264,192	1,217,396
リース債務	2,223	2,291	2,362	2,435	2,511	853
合計	506,423	306,491	306,562	296,553	266,703	1,218,249

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

当連結会計年度(2019年12月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	757,475	667,471	6,122
合計			757,475	667,471	6,122

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度52,416千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	11,704千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

提出会社

	第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名	当社取締役(社外取締役を除く) 4名	当社取締役(社外取締役を除く) 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,400株	普通株式 12,700株	普通株式 11,500株
付与日	2015年4月30日	2016年4月28日	2017年4月17日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2015年5月1日～2045年4月30日	2016年4月29日～2046年4月28日	2017年4月18日～2047年4月17日

	第4回株式報酬型新株予約権	第5回株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 5名	当社取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く) 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 11,200株	普通株式 11,600株
付与日	2018年4月16日	2019年4月15日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2018年4月17日～2048年4月16日	2019年4月16日～2049年4月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

提出会社

	第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	8,400	12,700	11,500
権利確定(株)			
権利行使(株)	1,600	2,400	2,300
失効(株)			
未行使残(株)	6,800	10,300	9,200

	第4回株式報酬型新株予約権	第5回株式報酬型新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末(株)		
付与(株)		11,600
失効(株)		
権利確定(株)		11,600
未確定残(株)		
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	11,200	
権利確定(株)		11,600
権利行使(株)	2,000	
失効(株)		
未行使残(株)	9,200	11,600

単価情報

提出会社

	第1回株式報酬型新株 予約権	第2回株式報酬型新株 予約権	第3回株式報酬型新株 予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,051	1,051	1,051
付与日における公正な評価単価(円)	1,338	990	963

	第4回株式報酬型新株 予約権	第5回株式報酬型新株 予約権
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	1,051	
付与日における公正な評価単価(円)	1,048	1,009

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル(連続時間型モデル)
(2) 主な基礎数値及び見積方法

		第5回株式報酬型新株予約権
株価変動性	(注) 1	36.1%
予想残存期間	(注) 2	4.17年
予想配当	(注) 3	16円00銭/株
無リスク利子率	(注) 4	0.17%

- (注) 1 予想残存期間に対応する過去の連続した期間の各週最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出しております。
2 過去に在任した取締役の就任から退任までの平均的な期間及び現在在任している取締役の就任から割当日時点までの期間などから割り出した割当日時点における取締役の平均残存在任期間によって見積もっております。
3 2018年12月期の配当実績によります。
4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、付与時に権利が確定しているため、該当事項はありません。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員及び従業員 345名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 283,400
付与日	2016年6月30日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	2021年4月1日～2023年6月30日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権者は、下記(a)及び(b)をいずれも満たした場合に、下記(a)に規定される、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち各区分に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)に係る個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2020年12月期の当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)における経常利益が以下の金額以上となった場合、当該区分に応じた割合。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

・11億円以上の場合 : 行使可能割合100%

・9億円以上の場合 : 行使可能割合50%

(b) 2021年4月1日から2023年6月30日までの間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも1,500円(ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。)以上となった場合。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。)の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役、執行役員または監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。

(4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権	
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	267,600
付与(株)	
失効(株)	11,400
権利確定(株)	
未確定残(株)	256,200
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

権利行使価格(円)	1,098
行使時平均株価(円)	

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した事業年度の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産	
減損損失	112,007千円
ソフトウェア	93,793 "
長期未払金	17,295 "
未払事業税	15,509 "
新株予約権	15,097 "
資産除去債務	14,925 "
賞与引当金	11,591 "
未払金	10,069 "
その他	43,937 "
繰延税金資産小計	334,226千円
評価性引当額	108,117 "
繰延税金資産合計	226,108千円
繰延税金負債との相殺	3,039 "
繰延税金資産の純額	223,069千円
繰延税金負債	
資本連結に伴う子会社資産の時価評価差額	76,060千円
その他	2,800 "
繰延税金負債合計	78,861千円
繰延税金資産との相殺	3,039 "
繰延税金負債の純額	75,821千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.2%
住民税均等割	3.7%
評価性引当額	1.0%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.4%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社南大阪電子計算センター

事業の内容 自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング、電子カルテ・医療事務システムの販売、設計、開発、導入支援

企業結合を行った主な理由

当社は、官公庁向けクラウドサービス分野において和歌山県内を中心に営業基盤を構築する中、同分野のさらなる成長を図るため、中期経営計画において統合住民サービス等の新たなクラウドサービスの構築と全国への事業展開を進めております。

一方で株式会社南大阪電子計算センター（以下「MCC」という。）は、大阪府南部エリア、和歌山県及び奈良県の地方自治体向けに基幹システムの提供等を中心に事業展開しており、長年の実績に基づいた強固な営業基盤を構築しております。

MCCの事業は、当社事業との親和性、補完性が高く、両社が連携し、各々が官公庁や医療機関向け事業分野で培ってきたノウハウと営業基盤を活かし、シナジー効果を生み出すことにより、中期経営計画の推進を加速できると判断いたしました。

企業結合日

株式取得日 2019年10月1日

株式交換日 2019年10月2日

なお、2019年9月30日をみなし取得日としております。

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得及び当社を株式交換完全親会社とし、MCCを株式交換完全子会社とする株式交換

結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

取得した議決権比率

現金対価により取得した議決権比率 87.87%

株式交換により取得した議決権比率 12.13%

取得後の議決権比率 100.00%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がMCCの議決権の100%を取得し、完全子会社化したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年9月30日をみなし取得日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金による株式取得の対価 2,382,932千円

企業結合日に交付した当社の普通株式の時価 374,146 "

取得原価 2,757,079千円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	M C C (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	33.0
株式交換により交付した株式数	普通株式：320,331株	

(注) 当社は、本株式交換により交付する株式数320,331株のすべてを新たに普通株式を発行することにより充ちいたしました。

株式交換比率の算定方法

当社及びM C Cから独立した第三者算定機関として速水税務会計事務所を選定して株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

(5) 主な取得費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 2,220千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

当該取引によるのれんの発生はありません。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,368,340千円
固定資産	1,048,459 "
資産合計	3,416,800 "
流動負債	531,288 "
固定負債	128,432 "
負債合計	659,720 "

(8) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	2,302,649千円
営業利益	161,280 "
経常利益	282,445 "
税金等調整前当期純利益	573,458 "
親会社株主に帰属する 当期純利益	128,328 "

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

社有建物解体時におけるアスベスト除去費用等及び事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であり
ます。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～50年と見積もり、割引率は0.4～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算し
ております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
期首残高	38,014千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,426 "
時の経過による調整額	532 "
連結子会社取得に伴う増加額	2,611 "
期末残高	48,584千円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業部及び子会社を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「ITクラウド事業」及び「モバイルネットワーク事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ITクラウド事業」は、主に流通食品小売業向けの基幹業務システムや周辺業務システム、卸売業向けEDI、自治体向け基幹業務システム等をクラウドサービスとして提供しております。

「モバイルネットワーク事業」は、株式会社NTTドコモの携帯電話販売業務を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は経常利益の数値であり、その会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額
	ITクラウド 事業	モバイルネット ワーク事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,035,744	3,413,957	10,449,702	-	10,449,702
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	7,035,744	3,413,957	10,449,702	-	10,449,702
セグメント利益	306,792	374,811	681,604	220,610	460,993
セグメント資産	7,027,915	833,910	7,861,825	1,776,682	9,638,508
その他の項目					
減価償却費	583,745	12,440	596,185	32,622	628,807
のれんの償却額	51,562	-	51,562	-	51,562
受取利息	-	-	-	4	4
支払利息	421	-	421	8,382	8,804
減損損失	-	-	-	15,189	15,189
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	476,774	939	477,713	184,324	662,037

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 220,610千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額1,776,682千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）及び本社土地・建物等であります。
 - (3) 事業セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっています。
 - (4) 減価償却費の調整額32,622千円は、全社資産に係るものであり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額184,324千円は、全社資産の増加額であります。
2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額を含んでおりません。
3. セグメント負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため、記載しておりません。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
コネクシオ㈱	3,147,183	モバイルネットワーク事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ITクラウド事業	モバイルネットワーク事業	計		
当期末残高	8,433	-	8,433	-	8,433

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	上岡 兼千代			当社取締役	(被所有) 直接 2.71		子会社株式 の取得 (注)2	810,447		
	宇治 保			当社取締役	(被所有) 直接 0.77		子会社株式 の取得 (注)2	94,479		
	山口 大助				(被所有) 直接 0.19	当社取締役 の近親者	子会社株式 の取得 (注)2	43,934		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社南大阪電子計算センターの完全子会社化を目的とした株式の取得であり、取引価額は第三者算定機関による算定結果を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	856.23円
1株当たり当期純利益金額	56.89円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	56.37円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	280,359
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	280,359
普通株式の期中平均株式数(株)	4,927,538
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	45,703
(うち新株予約権(株))	(45,703)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権 (新株予約権の数2,562個、普通株式256,200株)

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,474,908
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	51,451
(うち新株予約権(千円))	(51,451)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,423,457
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,166,192

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	200,000	0.6	
1年以内に返済予定の長期借入金	50,004	304,200	0.7	
1年以内に返済予定のリース債務	2,157	2,223	3.3	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	202,489	2,384,106	0.6	2023年9月30日～ 2029年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	12,677	10,454	3.3	2025年4月25日
合計	667,327	2,900,983		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	304,200	304,200	294,118	264,192
リース債務	2,291	2,362	2,435	2,511

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	-	-	-	10,449,702
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	-	-	-	447,600
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 金額 (千円)	-	-	-	280,359
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-	56.89

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	-	-	-	-

(注) 当連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、各四半期の数値は記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	410,085	469,172
受取手形	-	2,999
売掛金	1,545,740	1,381,226
商品	208,575	144,966
仕掛品	346,457	451,832
原材料及び貯蔵品	31,190	3,331
前払費用	137,423	135,708
その他	38,142	1 55,380
貸倒引当金	774	1,373
流動資産合計	2,716,840	2,643,245
固定資産		
有形固定資産		
建物	618,845	569,214
構築物	55,409	48,748
機械及び装置	2,211	957
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	238,545	222,246
土地	1,141,138	1,291,125
リース資産	13,782	12,292
建設仮勘定	25,540	-
有形固定資産合計	2,095,472	2,144,584
無形固定資産		
のれん	59,995	8,433
商標権	185	119
ソフトウェア	778,296	834,710
ソフトウェア仮勘定	180,522	79,574
無形固定資産合計	1,018,999	922,838
投資その他の資産		
投資有価証券	19,000	19,000
関係会社株式	-	2,759,299
出資金	30	30
破産更生債権等	2,109	1,259
長期前払費用	80,468	73,935
繰延税金資産	135,893	167,961
その他	129,446	256,256
貸倒引当金	2,621	1,667
投資その他の資産合計	364,326	3,276,074
固定資産合計	3,478,798	6,343,497
資産合計	6,195,639	8,986,742

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	383,912	¹ 378,861
短期借入金	400,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	50,004	304,200
リース債務	2,157	2,223
未払金	334,722	¹ 294,557
未払費用	128,878	133,047
未払法人税等	135,449	109,949
前受金	151,540	129,391
預り金	104,440	89,098
前受収益	126,565	119,163
賞与引当金	37,311	38,004
受注損失引当金	10,605	16,264
その他	65,346	128,309
流動負債合計	1,930,935	1,943,071
固定負債		
長期借入金	202,489	2,384,106
リース債務	12,677	10,454
資産除去債務	38,014	45,973
長期前受収益	113,986	114,754
その他	6,255	6,255
固定負債合計	373,423	2,561,543
負債合計	2,304,359	4,504,614
純資産の部		
株主資本		
資本金	787,906	792,324
資本剰余金		
資本準備金	862,925	1,241,490
その他資本剰余金	2,567	2,567
資本剰余金合計	865,493	1,244,058
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
別途積立金	190,000	190,000
繰越利益剰余金	1,991,846	2,196,944
利益剰余金合計	2,189,346	2,394,444
自己株式	122	149
株主資本合計	3,842,623	4,430,676
新株予約権	48,656	51,451
純資産合計	3,891,280	4,482,128
負債純資産合計	6,195,639	8,986,742

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高		
ITクラウド事業売上高	5,764,532	7,035,744
モバイルネットワーク事業売上高	3,920,794	3,413,957
売上高合計	9,685,326	10,449,702
売上原価		
ITクラウド事業売上原価	4,335,645	1 5,518,268
モバイルネットワーク事業売上原価	2,673,870	2,219,663
売上原価合計	7,009,516	7,737,931
売上総利益	2,675,809	2,711,770
販売費及び一般管理費	2 2,171,376	2 2,259,669
営業利益	504,433	452,100
営業外収益		
受取利息	4	4
受取配当金	350	370
不動産賃貸料	16,330	13,316
店舗改装等支援金収入	3,000	-
助成金収入	2,436	3,983
補助金収入	1,633	3,512
その他	1,513	1 5,356
営業外収益合計	25,269	26,543
営業外費用		
支払利息	6,571	8,804
不動産賃貸原価	7,809	4,980
その他	1,520	1,646
営業外費用合計	15,901	15,431
経常利益	513,801	463,213
特別利益		
事業譲渡益	-	2,549
その他	59	82
特別利益合計	59	2,631
特別損失		
固定資産売却損	-	3 312
固定資産除却損	4 151	4 522
減損損失	-	15,189
特別損失合計	151	16,024
税引前当期純利益	513,708	449,820
法人税、住民税及び事業税	225,126	199,309
法人税等調整額	31,774	32,068
法人税等合計	193,351	167,241
当期純利益	320,356	282,579

【ITクラウド事業売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品期首たな卸高		1,957		931	
当期商品仕入高		78,300		218,836	
当期製品製造原価					
1 材料費		696,590	15.8	1,343,537	26.2
2 労務費		2,151,423	48.9	1,959,441	38.2
3 経費	1	1,552,980	35.3	1,823,529	35.6
当期総製造費用		4,400,993	100.0	5,126,508	100.0
仕掛品期首たな卸高		202,322		346,457	
小計		4,603,316		5,472,965	
仕掛品期末たな卸高		346,457		451,832	
他勘定振替高	2	479,021		396,531	
受注損失引当金繰入額		10,605		5,658	
受注損失引当金戻入額		2,882			
当期製品製造原価		3,785,561		4,630,259	
合計		3,865,820		4,850,027	
商品期末たな卸高		931		399	
差引計		3,864,888		4,849,628	
その他売上原価		470,757		668,640	
ITクラウド事業売上原価		4,335,645		5,518,268	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	660,773	667,852
減価償却費	198,192	188,823
通信費	167,103	173,572
賃借料	117,496	127,391

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	452,097	382,274
その他	26,923	14,256
計	479,021	396,531

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【モバイルネットワーク事業売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品期首たな卸高		251,560	8.7	207,644	8.8
当期商品仕入高		2,629,955	91.3	2,156,586	91.2
合計		2,881,515	100.0	2,364,230	100.0
商品期末たな卸高		207,644		144,566	
モバイルネットワーク事業 売上原価		2,673,870		2,219,663	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,748,972	1,946,472
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)								
株式交換による増加								
剰余金の配当							77,482	77,482
当期純利益							320,356	320,356
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	242,874	242,874
当期末残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,991,846	2,189,346

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	37	3,599,835	36,978	3,636,814
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		-		-
株式交換による増加		-		-
剰余金の配当		77,482		77,482
当期純利益		320,356		320,356
自己株式の取得	85	85		85
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			11,678	11,678
当期変動額合計	85	242,788	11,678	254,466
当期末残高	122	3,842,623	48,656	3,891,280

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,991,846	2,189,346
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	4,418	4,418		4,418				
株式交換による増加		374,146		374,146				
剰余金の配当							77,481	77,481
当期純利益							282,579	282,579
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	4,418	378,564	-	378,564	-	-	205,097	205,097
当期末残高	792,324	1,241,490	2,567	1,244,058	7,500	190,000	2,196,944	2,394,444

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	122	3,842,623	48,656	3,891,280
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		8,836		8,836
株式交換による増加		374,146		374,146
剰余金の配当		77,481		77,481
当期純利益		282,579		282,579
自己株式の取得	26	26		26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,794	2,794
当期変動額合計	26	588,053	2,794	590,847
当期末残高	149	4,430,676	51,451	4,482,128

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品・原材料

総平均法

仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。

主な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	5年以内（その効果が発現すると見積もられる期間）
自社利用のソフトウェア	5年（社内における利用可能期間）
市場販売目的のソフトウェア	3年以内（販売可能な見込有効期間）

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する部分を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」42,289千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」135,893千円に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

「助成金収入」及び「補助金収入」の表示方法は、従来、損益計算書上、「営業外収益」の「その他」(前事業年度5,583千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「助成金収入」(当事業年度3,983千円)及び「補助金収入」(当事業年度3,512千円)として表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
短期金銭債権	- 千円	660千円
短期金銭債務	- "	98 "

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業取引による取引高		
仕入高	- 千円	90千円
その他の営業取引高	- "	207 "
営業取引以外の取引による取引高	- "	600 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	115,680千円	115,320千円
給料及び賞与	895,729 "	906,502 "
賞与引当金繰入額	14,155 "	13,940 "
法定福利費	148,302 "	147,852 "
販売促進費	27,565 "	22,938 "
貸倒引当金繰入額	2,592 "	1,639 "
減価償却費	50,105 "	47,090 "
のれん償却額	56,993 "	51,562 "
研究開発費	70,693 "	38,422 "
おおよその割合		
販売費	4%	4%
一般管理費	96 "	96 "

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
土地	- 千円	312千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
構築物	- 千円	444千円
車両運搬具	- "	0 "
工具、器具及び備品	15 "	71 "
ソフトウェア	136 "	6 "
計	151千円	522千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
子会社株式		2,759,299
計		2,759,299

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア	51,219千円	93,793千円
減損損失	35,742 "	29,606 "
新株予約権	14,220 "	15,097 "
資産除去債務	11,594 "	14,021 "
賞与引当金	11,380 "	11,591 "
未払事業税	11,314 "	10,592 "
未払金	11,407 "	10,069 "
敷金及び保証金	6,756 "	7,332 "
電話加入権	6,662 "	6,662 "
受注損失引当金	3,234 "	4,960 "
のれん	9,182 "	4,591 "
工具、器具及び備品	4,436 "	3,099 "
未払費用	3,177 "	3,033 "
未払事業所税	1,539 "	1,537 "
その他	4,472 "	3,788 "
繰延税金資産小計	186,341千円	219,778千円
評価性引当額	45,419 "	49,057 "
繰延税金資産合計	140,921千円	170,720千円
繰延税金負債との相殺	5,027 "	2,759 "
繰延税金資産の純額	135,893千円	167,961千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,101千円	2,759千円
のれん	926 "	- "
繰延税金負債合計	5,027千円	2,759千円
繰延税金資産との相殺	5,027 "	2,759 "
繰延税金負債の純額	- 千円	- 千円

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記しておりました「建物」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「建物」に表示していた1,052千円は、「その他」として組み替えております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.7%	30.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.1%	4.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0%	2.2%
住民税均等割等	3.2%	3.7%
評価性引当額	0.5%	0.8%
その他	0.9%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.6%	37.2%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	618,845	12,580	15,189 (15,189)	47,022	569,214	767,087
	構築物	55,409	581	444	6,798	48,748	64,392
	機械及び装置	2,211	-	-	1,253	957	15,940
	車両運搬具	0	-	0	-	0	7,980
	工具、器具及び備品	238,545	104,032	71	120,259	222,246	1,130,021
	土地	1,141,138	155,620	5,633	-	1,291,125	-
	リース資産	13,782	-	-	1,489	12,292	2,607
	建設仮勘定	25,540	81,060	106,600	-	-	-
	計	2,095,472	353,875	127,938 (15,189)	176,824	2,144,584	1,988,029
無形固定資産	のれん	59,995	-	-	51,562	8,433	300,369
	商標権	185	-	-	65	119	1,754
	ソフトウェア	778,296	515,711	7,378	451,918	834,710	1,536,245
	ソフトウェア仮勘定	180,522	414,184	515,132	-	79,574	-
	計	1,018,999	929,896	522,511	503,546	922,838	1,838,618

- (注) 1. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 2. 建物の当期増加額のうち7,061千円は本社UPS蓄電池交換、2,520千円は本社高圧引込改修工事、1,050千円は本社事務所什切設置工事によるものであります。
 建物の当期減少額は和歌山市橋丁18・19の減損損失計上によるものであります。
 3. 工具、器具及び備品の当期増加額のうち56,101千円は海南データセンター仮想環境用機器、30,156千円はHadoop用基盤、3,907千円は流通サービス環境用ネットワーク機器、2,796千円は顧客向けサーバー購入によるものであります。
 4. 土地の当期増加額のうち146,780千円は田辺支店事務所用地購入、8,840千円は和歌山市橋丁の新規物件購入、当期減少額5,633千円は海南市が施行する歩道整備事業による土地収用によるものであります。
 5. 建設仮勘定の当期増加額のうち14,500千円は田辺支店事務所用地購入の手付、それ以外は3.の稼働前の計上、当期減少額は田辺支店事務所用地等の本勘定への振替によるものであります。
 6. ソフトウェアの当期増加額のうち、399,613千円は次期@rmsシステム、56,987千円は現行@rmsシステム、14,426千円は棚SCAN-AIシステム、12,990千円は奉行Vライセンス購入によるものであります。
 7. ソフトウェア仮勘定の当期減少額は、6.のリリースに伴う資産計上によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,395	6,861	7,216	3,041
賞与引当金	37,311	38,004	37,311	38,004
受注損失引当金	10,605	5,658	-	16,264

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,871,674	5,536,951	8,043,020	10,449,702
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	190,516	276,990	457,336	449,820
四半期(当期)純利益金額 (千円)	126,583	178,332	294,834	282,579
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	26.13	36.79	60.81	57.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	26.13	10.66	24.01	2.37

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月中
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.cyber-l.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第55期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月29日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年3月29日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第56期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月14日近畿財務局長に提出

第56期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日近畿財務局長に提出

第56期第3四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月13日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2020年1月8日近畿財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月30日

株式会社サイバーリンクス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桂 雄一郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーリンクスの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーリンクス及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サイバーリンクスの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社サイバーリンクスが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月30日

株式会社サイバーリンクス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桂 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーリンクスの2019年1月1日から2019年12月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーリンクスの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。